

令和 5 年 生坂村議会

第 2 回 定 例 会 会 議 錄

令和 5 年 6 月 13 日 開会

令和 5 年 6 月 21 日 閉会

生 坂 村 議 会



告示第15号

令和5年第2回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年6月1日

生坂村長 藤澤泰彦



記

1. 期日 令和5年6月13日

2. 場所 生坂村議会議場

令和5年第2回 生坂村議会定例会議事録（6月定例会）

1日目

○報告 7件

- ・村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について
- ・専決処分の承認を求めるについて（生坂村税条例の一部を改正する条例）
- ・専決処分の承認を求めるについて（生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- ・専決処分の承認を求めるについて（令和4年度生坂村一般会計補正予算【第9号】）
- ・専決処分の承認を求めるについて（令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算【第5号】）
- ・令和4年度生坂村一般会計繰越明許費について
- ・令和4年度生坂村簡易水道特別会計繰越明許費について

○事件案 2件

- ・生坂村古坂地区介護予防拠点施設の指定管理者の指定について
- ・生坂村日岐公園の指定管理者の指定について

○条例案 3件

- ・生坂村さぎの平防災拠点施設の設置及び管理に関する条例案
- ・生坂村税条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案

○補正予算案 2件

- ・令和5年度生坂村一般会計補正予算【第3号】
- ・令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第1】

- ・総括質疑
- ・議案の委員会付託
- ・請願・陳情について
- ・請願・陳情等の委員会付託
- ・散会

・開会	5 P
・提出議案報告	6 P
・提案理由の説明・理事者のあいさつ	7 P
・報告	10 P
・質疑・討論、報告分の採決	11 P
・事件案の朗読説明	13 P
・条例案の朗読説明	13 P
・予算案の朗読説明	14 P
・総括質疑	15 P
・議案の委員会付託	18 P

- ・請願・陳情の委員会付託 18 P
- ・散会 19 P

令和5年第2回 生坂村議会定例会

令和5年6月13日 午前10時 開議

議事日程

【1日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報告 第3号	村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について	
4	報告 第4号	専決処分の承認を求めるについて (生坂村税条例の一部を改正する条例)	質 討 採 疑 論 決
5	報告 第5号	専決処分の承認を求めるについて (生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
6	報告 第6号	専決処分の承認を求めるについて (令和4年度生坂村一般会計補正予算【第9号】)	
7	報告 第7号	専決処分の承認を求めるについて (令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算【第5号】)	
8	報告 第8号	令和4年度生坂村一般会計繰越明許費について	
9	報告 第9号	令和4年度生坂村簡易水道特別会計繰越明許費について	
10	議案第45号	生坂村古坂地区介護予防拠点施設の指定管理者の指定について	総務建 経常任 委員会
11	議案第46号	生坂村日岐公園の指定管理者の指定について	
12	議案第47号	生坂村さぎの平防災拠点施設の設置及び管理に関する条例案	
13	議案第48号	生坂村税条例の一部を改正する条例案	社会文教 常任委員会
14	議案第49号	生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案	
15	議案第50号	令和5年度生坂村一般会計補正予算【第3号】	関係部分 委員会付託
16	議案第51号	令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算 【第1号】	総務建 経常任委員会

17		総括質疑
18		議案の委員会付託
19		請願・陳情等について
20		請願・陳情等の委員会付託
		散 会

出席議員（8名）

1番	島	幸	恵	君	2番	山	本	吉	人	君	
3番	藤	澤	幸	恵	君	4番	望	月	典	子	君
5番	太	田	譲	君	6番	字	引	文	威	君	
7番	平	田	勝	章	君	8番	吉	澤	弘	迪	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村	長	藤	澤	泰	彦	君	振	興	課	長	中	山	茂	也	君	
副	村	長	牛	越	宏	通	君	住	民	課	長	真	島	弘	光	君
教	育	長	上	條	貴	春	君	健康	福	祉	課長	松	沢	昌	志	君
総	務	課	長	藤	澤	正	司	君	教	育	次	坂	爪	浩	之	君

事務局職員出席者

議会事務局長	藤	澤	保	君	書	記	今	溝	康	平	君
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎村民憲章唱和

○議長(太田譲君) 起立。礼。おはようございます。
村民憲章の唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ、郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。

我々生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。

ここに、村民憲章を議員全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。

○議長(太田譲君) では、4番、望月議員の後にご唱和をお願いします。

○4番(望月典子) 朗読。

○議長(太田譲君) 着席ください。

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長(太田譲君) これより令和5年第2回行生坂村議会定例会を開会します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。

6月定例会はクールビズで行います。暑いようでしたら、上着等はお脱ぎください。

また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩をとり、窓を開けての換気を行いたいと思いますので、ご協力お願いします。なお、マスクの着用に関しては、個人の判断といたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎報告

議長(太田譲君) はじめに、ご報告事項を申し上げます。

議員派遣の件について、お手元に配付してあるとおり、議員を派遣したのでご報告します。次に、監査委員から、令和5年4月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に、置きましたのでご覧ください。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番山本議員、3番藤澤議員を指名します。

◎日程2・会期の決定

○議長(太田譲君) 日程2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの9日間にしたいと思います。
ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月21日までの9日間に決定しました。

◎提出議案の報告

○議長(太田譲君) ご報告します。本定例会に提出されている案件は、

報告第3号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」

報告第4号 専決処分の承認を求めるについて

「生坂村税条例の一部を改正する条例」

報告第5号 専決処分の承認を求めるについて

「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

報告第6号 専決処分の承認を求めるについて

「令和4年度生坂村一般会計補正予算(第9号)」

報告第7号 専決処分の承認を求めるについて

「令和4年度生坂村生坂村営バス特別会計補正予算(第5号)」

報告第8号「令和4年度生坂村一般会計繰越明許費について」

報告第9号「令和4年度生坂村簡易水道特別会計繰越明許費について」

議案第45号「生坂村古坂地区介護予防拠点施設の指定管理者の指定について」

議案第46号「生坂村日岐公園の指定管理者の指定について」

議案第47号「生坂村さぎの平防災拠点施設の設置及び管理に関する条例案」

議案第48号「生坂村税条例の一部を改正する条例案」

議案第49号「生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案」

議案第50号「令和5年度生坂村一般会計補正予算(第3号)」

議案第51号「令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算(第1号)」

の報告7件、事件案2件、条例案3件、令和5年度補正予算案2件の計14件です。

◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、理事者より提案理由の説明並びに挨拶を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 皆さんおはようございます。

それでは、令和5年第2回生坂村議会6月定例会の開会にあたりご挨拶を申し上げます。今年は例年並みに梅雨入りし、この頃は雨降りの日が多く、土砂災害、河川の浸水被害などが心配な季節となりました。議員各位におかれましては、何かとご繁忙の折、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。平素は、村政運営に対しましてご指導ご鞭撻をいただいてますことに感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今月2日から3日にかけて、台風2号周辺の湿った空気の影響で梅雨前線の活動が活発となり、西日本から東日本の広い範囲で大雨となりました。特に四国から東海にかけては、非常に激しい雨が同じ場所で降り続く線状降水帯が相次いで発生し、観測史上1位や、6月では1位の値を更新する記録的な大雨となりました。

当村でも5月と6月の大雨により、村内各所で土砂崩落や流出、河川の氾濫等の災害が発生しており、今年も昨今の気候変動がもたらす災害に、見舞われているところであります。地球規模で二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑制させ、ゼロカーボンを達成しなければならないと考える次第でございます。

やはり我々は未来を担う子供たちが安全で安心して暮らせる持続可能な社会をつくるために、ゼロカーボン脱炭素社会をめざさなければなりません。

そこで当村は2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指すため、昨年6月16日に生坂村ゼロカーボンシティ宣言をさせていただくとともに、ゼロカーボン推進プロジェクト会議と生坂村脱炭素ロードマップ検討委員会で検討、協議を進めてまいりました。

その間、生坂村脱炭素ロードマップを作成するためと、脱炭素先行地域づくり事業に申請するために、村民アンケートをお願いし、その検討内容等につきましては、議会全員協議会、区長会議、ゼロカーボンフォーラム、ゼロカーボン文化講演会、各区の総会、広報いくさか等で報告や説明をしてまいりました。

そして、今月7日には、4月28日に選定されました脱炭素先行地域の選定証を、西村環境大臣から私が授与されたところでございます。

いよいよ今定例会に、脱炭素先行地域づくり事業の調査、設計、普及啓発、執行事務費などを計上させていただきましたので、ご審議の上、ご採択いただきますようお願いする次第でございます。

今年度の村政懇談会も新型コロナウイルス感染防止対策を講じて、先月22日に村民会館講堂において、午後2時からと午後7時からの2回開催させていただき、Web会議システムのZoomでも参加していただきました。昨年度と同様の懇談会方法により、各公民館ともWebでつなぎ、Meetでご対応いただき、今回多くの村民の皆さんにご参加いただきましたので、今後も様々な形式により開催することで、参加しやすい村政懇談会にしたいと考える次第でございます。

今回の村政懇談会はゼロカーボン関係をはじめ、多岐にわたり、ご意見ご要望を頂戴しまして、対応できる案件に対しましては早速実施しました件、調査などをして、ご回答申し上げまし

た事案があり、その他の案件につきましても、担当部署や各会議で検討協議を進め、今後、村民の皆さんに対し説明や対応をしてまいりたいと考えております。

今後も村民の皆さんのご意見、ご要望等の把握に努めるため、村民の皆さんから負託をいただいた議員各位および区長会などの各種会議や、頼りにされています地区担当職員、地域支援等のいくさか大好き隊員からも村民の皆さんのご意見ご要望を把握している状況ですので、引き続き村民の皆さんとの対話を重視した村政運営と情報公開の取り組みに努めてまいる所存でございます。

今年度の県の地域発元気づくり支援金を有効活用して行います各種事業は、村名申請の4件と団体申請の1件に対しまして、今年度は4件の採択でございました。

採択いただいた4事業の支援金は803万3000円でして、総事業費1204万7000円により各種事業を実施するために、今定例会に関係予算を計上させていただきました。

この元気づくり支援金事業によりましても、村民の皆さんが協働による取り組みを行っていただき、地区、村の活性化、村民の皆さん生きがいづくりに結びつき、村内外に生坂村の元気を発信していただきたいと考えているところでございます。

また、今年度から農山漁村振興交付金、農山漁村発イノベーション対策農泊推進型事業が採択され、支援交付金750万円により、各種事業を行ってまいります。

生坂村農林水産物生産者組合が事業主体として3年間実施してきました山村活性化対策事業では、道の駅いくさかの郷を核として、農林水産物の消費拡大や販売促進を推進してまいりました。今年度からは交流人口の増加を図るために、通年で宿泊者の受け入れが可能なやまなみ荘を体験交流の拠点として、多様な活動グループ等が参画することで生坂村の力を結集し、観光客の誘致を図り、滞在者に対して、豊かな自然との触れ合いや、ぬくもりのある食の場、体験の場、リフレッシュする安らぎの場を提供できる農泊に取り組んでまいりたいと考えております。

今年度も第6次総合計画を根幹に、いくさか「村づくり」計画を実行計画として、生坂村の活性化や人口減少の抑制を図るなどの生坂創生のため、さらに脱酸素先行地域づくり事業をはじめ、各施策を進めることにより、多くの課題を解決または方向性を見いだしていきたいと考えている次第でございます。

それには村民の皆さんが絆を大切にして、地区、村を守り育てていこうという責任感を共有していただきますとともに、村政運営に対して引き続きのご理解とご協力を願いながら、協働による村づくりを継続していかなければと考える次第でございます。どうか議員各位におかれましても、生坂村のために格別なるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは今定例会に提出させていただきました議案は、報告7件、事件案2件、条例案3件、予算案2件の計14件でございます。

報告第3号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の決定について」

この報告は地方自治法第180条第1項の規定による専決処分で、物損事故に係る損害賠償の額を定めたので報告するものであります。

報告第4号「専決処分の承認を求めるについて」

この報告は「生坂村税条例の一部を改正する条例」で、関係法令の一部改正の施行により、関係部分の改正を行う条例の専決処分であります。

報告第5号「専決処分の承認を求めるについて」

この報告は「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」で、関係法令の一部改正の施行により、関係部分の改正を行う条例の専決処分であります。

報告第6号「専決処分の承認を求めるについて」

この報告は、「令和4年度生坂村一般会計補正予算（第9号）」で既定額に1億3491万1000円を追加して、総額を26億881万8000円とする補正予算の専決処分であります。

主な内容は歳入で、地方交付税 1 億3855万4000円、寄附金308万円を増額し、繰入金を807万2000円減額しております。歳出では、総務費で1億3491万1000円を増額しております。

報告第7号「専決処分の承認を求めるについて」

この報告は「令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算（第5号）」で、国庫支出金を282万9000円減額し、繰入金を282万9000円増額する財源更正を行う補正予算の専決処分であります。

報告第8号「令和4年度生坂村一般会計繰越明許費について」

この報告は、令和4年度生坂村一般会計について、地方自治法第213条の規定により繰越明許をしたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第9号「令和4年度生坂村簡易水道特別会計繰越明許費について」

この報告は、令和4年度生坂村簡易水道特別会計において、地方自治法第213条の規定により、繰越明許をしたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議案第45号「生坂村古坂地区介護予防拠点施設の指定管理者の指定について」

この議案は生坂村古坂地区介護予防拠点施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2 第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第46号「生坂村日岐公園の指定管理者の指定について」

この議案は生坂村日岐公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2 第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第47号「生坂村さぎの平防災拠点施設の設置及び管理に関する条例案」

この条例案は、地方自治法第244条の2 第1項の規定に基づき生坂村さぎの平防災拠点施設の設置および管理に関する事項を定める条例案であります。

議案第48号「生坂村税条例の一部を改正する条例案」

この議案は生坂村税条例の一部を改正する条例案で関係法令の改正により条例の関係部分について改正を行う条例案であります。

議案第49号「生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案で、関係法令の改正により、条例の関係部分について改正を行う条例案であります。

議案第50号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第3号）」

この予算案は、既定額に1億9666万5000円を追加して総額を22億5604万7000円とする補正予算であります。主な内容は歳入で国庫支出金9792万5000円、県支出金1019万6000円、諸収入1231万5000円、地方債7590万円を増額し、歳出では、各款において人事異動等による人件費の補正を行い、総務費3163万9000円、衛生費1億2171万5000円、農林水産業費 666万円、土木費1786万400円、消防費860万3000円、教育費312万3000円、災害復旧費579万3000円、予備費159万5000円を増額する等の内容となっております。

議案第51号「令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第1号）」

この予算案は既定額に227万1000円を追加して、総額を1億2997万1000円とする補正予算であります。主な内容は、歳入では、繰入金227万1000円を増額し、歳出では、経営管理費を227万1000円増額するものであります。

以上の議案でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長(太田譲君) 提案理由の説明、並びに挨拶が終わりました。

◎日程3・報告第3号

○議長(太田譲君)　日程3・報告第3号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」を議題とします。
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君)　議長。

○議長(太田譲君)　総務課長。

○総務課長(藤澤正司君)　(総務課長　朗読説明)

○議長(太田譲君)　以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程4・報告第4号

○議長(太田譲君)　日程4・報告第4号専決処分の承認を求めるについて
「生坂村税条例の一部を改正する条例」を議題とします。
担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(真島弘光君)　議長。

○議長(太田譲君)　住民課長。

○住民課長(真島弘光君)　(住民課長　朗読説明)

○議長(太田譲君)　以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程5・報告第5号

○議長(太田譲君)　日程5・報告第5号　専決処分の承認を求めるについて
「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。
担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長(松沢昌志君)　議長。

○議長(太田譲君)　健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君)　(健康福祉課長　朗読説明)

○議長(太田譲君)　以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程6・報告第6号～日程7・報告7号

○議長(太田譲君)　お諮りします。日程6・報告第6号　専決処分の承認を求めるについて
「令和4年度生坂村一般会計補正予算(第9号)」及び日程7、報告第7号　専決処分の承認

を求めるについて「令和4年度生坂村営バス特別会計予算（第5号）」の2件を一括して議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、報告第6号および報告第7号の2件を一括して議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長（太田譲君） 報告第3号から第7号の報告5件について、朗読説明が終わりましたので、質疑・討論に入ります。

質疑・討論のある方の発言を許します。初めに質疑はありませんか。

○議長（太田譲君） 次に討論はありませんか。

○議長（太田譲君） なければ質疑・討論を終結します。

◎採決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

報告第3号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、報告第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、報告第4号 専決処分の承認を求めるについて「生坂村税条例の一部を改正する条例」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、報告第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、報告第5号 専決処分の承認を求めるについて「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、報告第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、報告第6号 専決処分の承認を求めるについて
「令和4年度生坂村一般会計補正予算（第9号）」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって報告第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、報告第7号 専決処分の承認を求めるについて
「令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算（第5号）」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって報告第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程8・報告8号

○議長（太田譲君） 日程8・報告第8号「令和4年度生坂村一般会計繰越明許費について」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）（総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

○議長（太田譲君） この報告第8号「令和4年度生坂村一般会計繰越明許費について」は、地方自治法施行令、第146条第2項の規定に基づく報告のため、採決は不要です。

◎日程9・報告9号

○議長（太田譲君） 日程9・報告第9号「令和4年度生坂村簡易水道特別会計繰越明許費について」を議題とします。

担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君）（振興課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

○議長（太田譲君） この報告第9号「令和4年度生坂村簡易水道特別会計繰越明許費について」は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告のため、採決は不要です。

○議長（太田譲君） ここで換気のため休憩をとります。
再開は11時15分とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

◎日程10・議案第45号～日程11・議案46号

○議長（太田譲君） 再開します。

お諮りします。

日程10・議案第45号「生坂村古坂地区介護予防拠点施設の指定管理者の指定について」および日程11・議案第46号「生坂村日岐公園の指定管理者の指定について」を一括して議題にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、議案日程10・議案第45号「生坂村古坂地区介護予防拠点施設の指定管理者の指定について」と日程11・議案第46号「生坂村日岐公園の指定管理者の指定について」を議題にします。

担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程12・議案第47号

○議長（太田譲君） 日程12・議案第47号「生坂村さぎの平防災拠点施設の設置および管理に関する条例案」を議題とします。
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程13・議案第48号

○議長（太田譲君）　日程13・議案第48号「生坂村税条例の一部を改正する条例案」を議題とします。
担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（真島弘光君）　議長。
○議長（太田譲君）　住民課長。
○住民課長（真島弘光君）　（住民課長　朗読説明）

○議長（太田譲君）　以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程14・議案第49号

○議長（太田譲君）　日程14・議案第49号「生坂村印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。
担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（真島弘光君）　議長。
○議長（太田譲君）　住民課長。
○住民課長（真島弘光君）　（住民課長　朗読説明）

○議長（太田譲君）　以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程15・議案第50号

○議長（太田譲君）　日程15・議案第50号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君）　議長。
○議長（太田譲君）　総務課長。
○総務課長（藤澤正司君）　（総務課長　朗読説明）

○住民課長（真島弘光君）　議長。
○議長（太田譲君）　住民課長。
○住民課長（真島弘光君）　（住民課長　朗読説明）

○健康福祉課長（松沢昌志君）　議長。
○議長（太田譲君）　健康福祉課長。
○健康福祉課長（松沢昌志君）　（健康福祉課長　朗読説明）

○振興課長（中山茂也君） 議長。
○議長（太田譲君） 振興課長。
○振興課長（中山茂也君） （振興課長 朗読説明）

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。
○議長（太田譲君） 教育次長。
○教育次長（坂爪浩之君） （教育次長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程16・議案第51号

○議長（太田譲君） 日程16・議案第51号「令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。
担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。
○議長（太田譲君） 振興課長。
○振興課長（中山茂也君） （振興課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程17・総括質疑

○議長（太田譲君） 日程17・総括質疑に入ります。
議案第45号から議案第46号の事件案2件、議案第47号から議案第49号の条例案3件、議案第50号から51号までの令和5年度補正予算案2件、計7件について質疑のある方の発言を許します。
質疑はありませんか。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。
○議長（太田譲君） 吉澤議員。
○8番（吉澤弘迪君） 議案第50号の中で、7ページの地域脱炭素化事業それから、11ページの脱炭素地域づくり推進費、このところでそれぞれ金額が上がっておりますが、この内容について確認をしたいと思いますので、これについての内容について説明をお願いします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。
○議長（太田譲君） 総務課長。
○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。まず、7ページです。7ページの企画費にある、脱炭素の関係の記載のところの部分かと思いますが、こちらにつきましては元気づくり支援金を活用しての創造の森プロジェクトに係る経費を計上してございます。

11ページの衛生費の関係の中で新たに設けた項の4、地域脱炭素化事業費につきましては、脱炭素先行地域づくり事業の推進に係る様々な委託等の経費について計上をしているものでございます。

また詳細につきましては、委員会に付託された際に説明をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田譲君） よろしいですか。

○8番（吉澤弘迪君） 議長

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 7ページについては、これ、工事費、請負費っていうのは入ってますよね。それから土地を買う公有財産の購入費って入ってますよね。これについて、我々が見たときに、この出てきてる金額について、妥当性が本当にあるかどうかっていうことを、推し量るこの資料だけではわからないですよ。だとすると、建物だったら一体、どのぐらいの規模のものを何棟建てるだとか、それから土地だとか、土地っていうことは何平方メートル買うだとか。

それから、この後のですね、企画費、委託料ですか。これは、当然山林の調査をするということがあつたわけですが、その山林調査では、いったい対象が山の何平方メートルを調査する、そして何人で幾日かけたという、そういう明細をやっぱり出してもらって、我々もそれが妥当であるという判断をくださないといけないわけですが、これだけでは全くその資料が不足してわからない。

さっき言われたように、委員会までにその資料をしっかり出していただいて、我々もそれを検討したいと思います。今までそのペレットや何かについても、戸数850件の中の8割をやるとかですね、その計画、妥当であるかどうかということを、推し量っていくと非常に疑問が生じてくるわけですから、出てきたその会社に委託した案を、丸投げではなくて、やっぱり実際にそれが適用するか妥当性があるかどうかっていうことを、もうお金を出さなきゃいけない時期に来てますので、ちゃんと示してほしいと思います。この次の委員会までにはその資料を出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 今議員のおっしゃられるとおりでございますので、詳細の資料につきましては、委員会までに提出をさせていただきます。

○議長（太田譲君） はい、その他質疑ございますか。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 条例案についてなんですが、第9条でこれはスマホを利用する人に関わって、マイナンバーカードを申請してスマホを利用して使う人に関わってくるものだと思うんですけども、今マイナンバーカードいろいろ個人情報の漏洩など、問題も起こっていますけれども、それに対してこういう条例というのは、デジタル化というので必要かもしれないんですけども、不安を持ってる村民もいるということを、どのように考えてらっしゃいますか。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） 村民の方が不安に思われてるということについてのご質問かと思われますが、住民課というか、役場としましては、適切に今行える業務を適切に行っておりまして、マイナンバーカードについてはニュースでよく取り上げられておりまして、それについては村としては、手順を間違えないように行っております。

またマイナンバーカードの取得については、現段階強制ではないので、そこら辺は個人の判断におまかせをしておりますけれども、今後国で進めております事業でございますので、そこら辺

は間違いのないよう、村としては進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとあと、村の中での事例については、今報道されてるような案件については現在ありませんので、そこら辺はご報告いたします。以上です。

○議長（太田譲君） よろしいですか。はい。その他質疑ございますか。

○1番（島幸恵君） 議長

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 先ほどの吉澤議員のものに関わることなんですけれども、7ページの同じところの企画費なんですけれども、この委託料とかの工事請負費っていうのはどちらに払われて、誰に委託したっていうのも後ほど資料に出てきますでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 企画費の委託料それから工事費につきましては、予算をお認めいただいた後に、発注になりますので、業者はその方に決まるということになります。

○1番（島幸恵君） 議長

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） すいません。その工事のまた委託料なんですけども、どのような委託と工事を発注するんでしょうか。

○議長（太田譲君） そこに関しては、委員会の時に説明で出してくれるってことですか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） はい。それでは今の委託料とそれから工事請負費についてですが先ほどの吉澤議員からの質問にもありましたとおり、詳細な内容につきましては、委員会時に資料として提出をさせていただきますのでお願いします。

○議長（太田譲君） はい、その他質疑ございますか。

○1番（島幸恵君） 議長

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 11ページの脱炭素地域づくり推進費の地方債なんですけども、2610万円計上されています。地方債これ3割は村が負担することになると思うんですけども、783万円、この地方債の部分っていうのはどのようにこれから返済されるように考えていらっしゃいますでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） それぞれ起債につきましては償還の方法に決めがございまして、過疎債については3年据え置きの12年償還だったと思うんですけども、そういったことで、それぞれ今300万円ほどとおっしゃっていただいたかと思うんですが、それについては十数年にわたって村の方で負担をしていく額になりますので、それぞれ他の起債もございますし、過疎債もございます。そういったことで、いろんな起債の内容、後の国からの交付税算入があるものとか、それから利率ですか、償還の期間、そういうものを勘案して、その年その年で、先ほど限度

額の予算のページもありましたが、そういったことを勘案して起債をするように検討をし、できるだけ、のちのち財政負担にならないようなそういうことも検討しながら起債をしております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（太田譲君）　はい、よろしいですか。

○議長（太田譲君）　それでは総括質疑を終結します。

◎日程18・議案の委員会付託

○議長（太田譲君）　日程18・議案審査のため、議案第45号から議案第46号の事件案2件、議案第47号から議案第49号の条例案3件、議案第50号から議案第51号までの令和5年度補正予算案2件について慎重審議を期するため、それぞれ所管の常任委員会に付託をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君）　異議なしと認めます。

よって、議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程19・請願・陳情の提出

○議長（太田譲君）　次に、日程19

請願5第1号

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願」

陳情5第3号

「国に対し、適格請求書等保存方式の延期・見直しを求める陳情」

◎日程20・請願・陳情の委員会付託

○議長（太田譲君）　お諮りします。

ただいま議題となっている日程19の請願1件、陳情1件の内容は、お手元に配付のとおりです。朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審査願うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君）　異議なしと認めます。

よって請願第5　第1号、陳情5　第3号は所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで事務局に常任委員会付託案件表を配布いただきますので、しばらくお待ちください。

◎散会の宣告

○議長（太田譲君） 以上で本日の日程は全て終了しました。
次の本会議は、6月14日水曜日の午前10時から再開し、一般質問を行います。

○議長（太田譲君） 本日はこれにて散会します。
起立。礼。大変ご苦労様でした。

散会 午後 0時24分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和5年6月13日

議長

石田 孝

署名議員

山本 吉人

署名議員

藤澤 孝典

令和5年第2回 生坂村議会定例会議事録（6月定例会）

2日目（6月14日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 4人
- ・散会

- ・一般質問..... 4 P
吉澤弘迪議員..... 4 P
- 字引文威議員..... 9 P
- 望月典子議員..... 16 P
- 山本吉人議員..... 20 P
- ・散会..... 24 P

令和5年第2回 生坂村議会定例会

令和5年6月14日 午前10時 再開

議事日程

【2日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		散 会	

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 謙 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君 書 記 今 溝 康 平 君

開議 午前10時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) これより、令和5年第2回生坂村議会定例会を再開します。本日の会議に先立ちまして申し上げます。本定例会はクールビズのため、暑いようでしたら上着等はお脱ぎください。また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。なお、マスクの着用に関しては個人の判断といたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付してあるとおりです。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番 望月議員、6番 字引議員を指名します。

◎日程2・一般質問

○議長(太田譲君) 日程2・一般質問を行います。順番に発言を許可します。最初に、8番 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 8番 吉澤弘迪です。

私は、生坂池田間道路のトンネル化実現の運動について一般質問をしたいと思います。

県道上生坂信濃松川停車場線については、生坂池田間の山間道路が狭隘で曲がりくねり危険で、時々山の土砂崩落や倒木で通行止めになるなど改良整備が必要で、生坂池田松川の3町村で期成同盟会を作り、長年、県に改良を要望してきました。

特に当村は池田町にある、あづみ病院への通院、量販店への食料品、生活資材の購入のために、村民の多くが利用する道路で安全に短時間に池田町に行くことのできるようこの道路の改良には、村民からも強い要望があります。期成同盟会での改良要望の中に生坂池田間道路のトンネル化の要望が途中より加わり、当村としてはどうしても実現したい事業で、これからも強力な要望運動が必要です。

そこで生坂池田間道路のトンネル化について現在の要望運動の現状と今後いかにして実現のための運動を展開するかを、展開し実現するかについて、振興課長、村長にお考えをお伺いしたいと思います。

まず最初に振興課長にお伺いします。

生坂池田間道路トンネル化についての運動は、現在どのように展開しているのか、この運動の現在までの経過についてお伺いいたしたいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 8番、吉澤議員のご質問にお答えをいたします。

当村と池田町を結ぶ県道上生坂信濃松川停車場線は、国道19号線と国道147号線を繋ぐ重要な道路として、地域の生活文化産業経済物流の発展において、多大な重責を担うとともに吉澤議員ご指摘のとおり当村にとって、村民の通勤通学や通院、買い物など、村民の生活を支える地域に密着した生活路線であり、特に直近の2次医療圏である北アルプス医療センターあづみ病院までの緊急搬送路として命を運ぶ極めて重要な役割を持つ道路となっております。

しかしながら急峻な地形の上、幅員も狭小で急勾配、急カーブが多く、特に冬季間は一層通行が困難となる上、近年では降雨や降雪融雪による土砂崩落や倒木等が発生をし、通行止めとなる事態が頻発をしております。こうした状況から、村民をはじめ利用される全ての方がいつでも安全で安心して通行できる災害に強い道路環境の早期整備が必要であるため、県道上生坂信濃松川停車場線のトンネル化等について要望活動を行っているところです。

吉澤議員ご質問の要望の方法や、現在までの経緯についてでございますが、池田町、松川村、当村で組織します上生坂信濃松川停車場線期成同盟会により、相談役であります県議会議員立会いのもと、十数年前から毎年、県の建設部長に対しまして、要望活動を実施しているところでございます。また、村としましても、長野県知事、県選出国会議員へこれまで独自に要望した経緯もございます。以上答弁といたします。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 振興課長のお答えについては、大体理解できました。

さらに再質問をいたしますが、過去には池田町生坂間の県道のトンネル化については2つのトンネルを作るという案があったように記憶しております。令和4年の県道上生坂信濃松川停車場線期成同盟会の長野県の建設部長への要望のトンネル化の地点としては、池田町半在家地区から池田町法道地区となっていますが、この地点のトンネル化が出たその理由と、このトンネル化がどんなメリットがあるのか、この地点のトンネル化についての運動が浮上したその経過について、おわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 吉澤議員の再質問にお答えをいたします。

今お話をいただきました二つのトンネルの関係でございますが、そこら辺につきましては定かではございませんが、私のわかる範囲でお答えをしたいと思います。

現在同盟会で県に要望しております池田町半在家地区から池田町法道地区間のトンネル化までに至った経緯でございますが、当初、県道のトンネル化の声が上がった際には、町村境付近の袖沢沿いからとの要望もあったようです。しかし、地質が脆弱であることや延長が長く費用的に莫

大にかかるということが考えられました。また通行量も少なく、短縮される時間も短いなど、費用対効果の点からも難しいとの理由から、当初から懸案の箇所でありました中山温泉工区の現道拡幅事業が、進められたようでございます。こうしたことからトンネル化は池田町半在家地区から池田町法道地区間への要望に至ったものと思われます。

また、生坂村の町村境でございます袖山から池田町広津の、町村境の道路改良工事につきましても、懸案事項でございまして、現在も事業要望をしております。

県では今年度、この箇所につきまして、保安林解除の手続きや、地質調査を実施する予定であるということで聞いております。答弁は以上いたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 振興課長のお答えで、費用対効果の観点から一つのトンネルになったということでございますので、しかしながら今考えますと、半在家それから法道というのは、池田町区間でございますんで、生坂には全く関係がないということで、運動を盛り上げるにはやっぱり2つの町村をまたいだ方が効果的ではないかと思いますが、いずれにせよ早く当村としては作ってもらいたい。これが村の要望でございますので、このことを考えて、今後その方針で運動を展開していただきたいと思います。

次に村長にお伺いします。

生坂池田間の道路のトンネル化の運動を強力に展開するには、現在の期成同盟会とは別に、生坂池田間道路トンネル化期成同盟会を、生坂と池田町で結成し、強力に運動を展開することが、必要だと私は考えます。また、議員活動でも、生坂やまびこ会などでこの運動について、生坂池田町の議員が相互に協力することの確認を行うこと、また、毎年行われる東筑摩郡議員大会の生坂村の要望事項に、生坂池田間道路のトンネル化を挙げ要望をすることが必要と考えますが、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは8番 吉澤議員の質問にお答えをいたします。

生坂池田道路トンネル化期成同盟会の結成について、ということでございますが、上生坂信濃松川停車場線のトンネル化につきましては、近年では令和元年9月24日に、やまなみ荘で行われました上生坂信濃松川停車場線整備期成同盟会において、先ほど来から出ております池田町半在家地区から池田町法道地区間のトンネル化の調査費計上を要望し、令和2年11月27日には県庁で事業要望を行うなど、毎年度要望を実施しているところでございます。

また、令和3年7月8日には、県知事へ要望書を提出し、令和4年3月26日には、国会議員へ要望を行っております。そして令和3年度、4年度には東筑摩郡議員大会において議員各位から要望していただきました。また、今年の6月2日には、県道上生坂信濃松川停車場線中山温泉工区の現場完成報告会が、大町建設事務所により同盟会に向けられ行われ、その席で私から路線整備とトンネル化の推進について、強く要望したところでございます。

県道上生坂信濃松川停車場線のトンネル化につきましては、トンネルに該当する区間が池田町管内であるため、これまで現在の同盟会で意思統一し、一丸となって要望をしてまいりました。

このような状況下、生坂池田間道路トンネル化期成同盟会の結成についてのご提言でございますが、現在の体制との調整も含めて検討が必要と考えております。

また議員活動における「池坂やまびこ会」での更なる協力体制の強化や、東筑摩郡議員大会での要望活動などを実施いただきますことは、トンネル化の推進に向けて多大な推進力となり得ますので、ぜひご支援をいただきたいと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 村長に重ねて質問をいたします。

県道上生坂信濃松川停車場線の池田町生坂間のトンネル化運動については、この道路が整備が必要で、池田町松川町生坂村の3か町村に渡り、その改良箇所が多いため、トンネル化の運動が後回しになってしまっている感があります。先ほど申されたように村長には、このトンネル化について強力に要請を行ってもらっておりますけれども、生坂村としては、改良のところがこの一点だけではございまして、生坂ではこのトンネル化が重要な要望であって、トンネルを実現すると当村の改良整備の要望は全て達成されたことになります。したがって新たに池田町生坂間で、池田町と一緒に、生坂池田間道路のトンネル化の期成同盟会作り、運動を強力に展開することをさらに要望いたします。

また、トンネル化を確実にするために、まず第1に、建設部長の要望書が県へトンネル化の調査費を計上してもらい、トンネル化の足がかりを作ることが、まずは第1であると思いますので、この要望を今年は実現するよう運動を展開することを、強力に要請をいたします。このことについて、村長にさらに質問をいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは8番 吉澤議員の質問にお答えをいたします。

建設部長のところへ私行ったときも、このトンネル化の調査費の計上は、何度かお願いをしております。当村としてはこの要望の他に、町村境も狭隘で崩落しやすい箇所でございますのでそちらの方も含めて要望をしていかなければならぬと考えております。その他にも改良箇所はこの道路、議員ご指摘のとおり、たくさんございますので、やはり3町村の整備期成同盟会で実施していくのが要望していくのが良いのではないかと、考えているところでございます。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 村長の方で3か村で期成同盟会をさらに続けて、この運動を展開するのが妥当であるというお答えがございますので、これからその経過について私も注視をしていきたいと思います。続いてもう一つ村長にお伺いいたします。

生坂池田間道路のトンネル化実現のために、県のパイプ役を、今まで清沢県議にその役目を負っていただいておりましたが、残念ながら今回の県議選で、清沢県議が落選をしてしまい、パイプ役が不在となっていましたが、今後の県へのパイプ役をどのようにするのか、村長にお伺いをいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは8番 吉澤議員の質問にお答えをいたします。今後の県へのパイプ役についてということでございますが、吉澤議員ご指摘のとおり、これまで東筑摩郡出身

の清沢県会議員に県とのパイプ役をお願いし、ご支援いただく中で、村の要望や課題解決にお力添えをいただいておりましたが、残念ながら再任は叶いませんでした。

今後の対応としましては、東筑摩郡村長会として担当いただきます県議会議員として、村長会で協議をしました結果、各同盟会の顧問や総会の来賓等は、自由民主党の萩原清議員と青木崇議員にお願いすることになりました。引き続き、村の多様化する課題や要望事項等につきまして、県と円滑な連絡調整が図られるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 清沢議員の落選ということは我々の村にとって大きな打撃でございます。

これ全体でいろいろな東筑摩郡の議員大会においても、いつも清沢議員を呼んでいろいろな情報等のお話をさせていただいておりましたし、村とのパイプ役もあったわけでございますが、これができなくなつたということで、生坂村にとっては他の町村と同じように非常にこれは重大な問題でございます。

この県とのパイプ役についてはですね、当村の池田町生坂間トンネル化運動の実現のために県のパイプ役を自民党というだけで、萩原、青木の2人の県議にその役を委ねることについては、今2名の議員が、当村については、あまり今まで繋がりがなかった。それから、政治力が未知数であることから、生坂池田間のトンネル化運動の県へのパイプ役を、他の選挙区ではありますけれども、一生懸命今まで協力してくださった池田町の宮澤県議に全てを委ねることが私は妥当ではないかと思います。それから他の生坂の要望事項についても、今後当分の間、宮澤県議を通してお願いしていくことが妥当ではないかと思いますが、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 吉澤議員ご指摘のとおり池田町 宮澤県議にはトンネル化についてもいろいろ今までご尽力をさせてきておりまして、4月の県議選でも当選され、8期という大ベテランでございます。今までこの同盟会相談役として県の建設部長もお呼びして、我々の要望と一緒に真剣に活動していただきましたし、宮澤県議自身もこの路線を通って県庁へ通われていますので整備をしていくにもやっぱり力が入るのではないかと思います。

その他の要望に関しましても、宮澤県議のおばあちゃんが生坂村のご出身ですので今まで生坂村に対して思い入れを強く持っておりますので、そういう点でも、宮澤県議にもお願いをしながら県とのパイプ役として、お務めいただければと考えているところです。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 村長のこれから県のパイプ役についてのお考えをお伺いしました。我々もこれからそのもとにいろんな支援をしていきたいと思います。

これで私の質問は終わりますが、村の大きな目標であった山清路大橋が10年間、約10年間かかって、実現をいたしました。次は何をそれじゃあ村の大きな建設目標にするかというと、この池田町生坂間のトンネル化がこの次の大きな目標ではないかと私は考えます。そのために全力を上

げて早くこの目標が達成するよう、ご協力をお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（太田譲君） 次に、6番 字引議員。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 6番 字引文威です。通告に基づき質問をさせていただきます。質問は毎年のように発生している住宅火災に対して質問いたします。

長谷久保の火災について今年の傾向をお話します。今年の春が須坂市、安曇野市、池田町など、各地で山林や農地での火災が頻発しております。当村としても、昨年7月11日の草尾常会住宅火災に続き、今年は4月9日夜、長谷久保常会の住宅火災が発生しました。今回の現場は、県道上生坂松川停車場線の長谷久保バス停から約1000mほど上がった長谷久保常会村道部で、古民家に移住されてきた方が1人で生活されている住宅です。火災の原因は、前日作っておいた炭が翌日の夕方に発火し、住宅に着火延焼したものでございます。

今回の消火活動は松本広域消防と生坂村消防団により午後8時ごろから翌日朝6時ごろまでの10時間を費やし鎮火完了できたものでございます。消防水利としては、屋外消火栓、防火貯水槽がありましたが、現場下部の消火栓と防火貯水槽、現場上部の消火栓などを使い、消火活動を実施されました。しかし、火勢が強く、消火活動も水利不足で中断しながらの難しい消火活動で、住宅建物付属建物を全焼しました。また、家屋の周りの高木も火勢により着火し、山林火災の危険性も危惧されましたが、近隣への飛び火も抑えられ、運良く消火の完了ができました。

まず質問ですが、今回の火災の原因についてどのように考えているのか質問させていただきます。ここ数年、当村では、上生坂区での焚き火による延焼が原因の倉庫火災、昭津区の空き家の焚き火が原因の住宅火災、草尾区の住宅火災、今回の草尾区長谷久保地区の鎮火確認不足の住宅火災が発生しております。特に春は大気の動きが活発になり、また異常乾燥注意報が出るような気象条件下が、延焼火災の要因ではないかと考えます。このように、毎年のように類似火災が発生している状況に対し、行政としてどのように考えているのかお伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 6番 字引議員のご質問にお答えをいたします。

今年春の長谷久保地域での火災について、その火災の原因についてはどのように考えているかというご質問でございます。ここ数年来の生坂村内における火災発生状況ですが、松本広域消防局からいただいた資料では、令和3年が2件、内訳としまして、建物火災が1件、その他火災が1件。令和4年が1件、建物火災が1件であります。令和5年はここまでのこと、2件で、内訳としましては建物火災が1件、その他火災が1件ということになっております。

また、松本広域消防局管内における令和4年1月から12月までの1年間の火災の発生件数は150件で、出火原因としては、畠草、下草焼きを原因としたものが1位で、焚き火が2位となっております。議員ご指摘のとおり、ここ数年、住宅火災が毎年発生しており、春先の火災発生率が高まっております。全国的にも、例年2月から5月にかけては焚き火、畠草、および下草焼きを原因とした火災が多発していることから、毎年3月1日から3月9日までの1週間、春の火災予防運動が全国展開をされております。

この運動は、空気が乾燥し火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目

的としています。松本広域消防局におきましても、屋外での焼却行為を行う場合は、強風時には行わないこと、またその場を離れないこと、水バケツなど消火の準備をすること、などについて注意喚起を行っていただいておるところであります。

そうした中でも起きてしまった火災ですが、ただいま申し上げました松本広域消防局で行っている注意喚起を守っていただければ、防ぐことが一定程度できたのではないかと考えますが、逆に言えばそうした注意喚起が、十分浸透していなかったとも言えます。火災はちょっとした不注意や気の緩みから発生していますので、火災予防を自分事として捉えていただけるよう、村でも広報活動に努めてまいります。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 当村は地理的条件として、県道上生坂松川停車場線長谷久保入口から北に上る村道で道幅も狭く、消防車も1台が通行すると交差できない場所であります。消火活動の機材の搬入のしにくい場所でございます。当村の中山間地には他にも同様な場所があります。中山間地に対する消火活動の問題点の洗い出しあは、各消火対象区域に対する消火活動手順等のマニュアル化、いわゆる初期消火の対応の仕方などとですね、また区域の消火訓練の実施などについて提案しますが、総務課長のご意見をお伺いしたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 消火活動の問題点等についてのお尋ねでございます。

当村は、議員のおっしゃられるとおり、中山間地で道路も狭い地域に住宅が点在しております。松本広域消防局でも、道路の狭隘を問題として考えており、本村に限らずそうした地域を多く抱える常備消防本部として、積載水の量や性能を落とすことなく、車両の小型化が進められており、長谷久保の火災におきましても、小型化した最新車両を第2出動していただいております。今後も地域特性を考慮した消防車両への更新を、隨時検討をしていくこととされております。

消防局の考える問題点といたしまして、水利の不足が挙げられています。消防水利は村が設置し、管理することとなっておりますので必要があれば、消防局から村に対して要望がなされるということになっております。

ご提案のマニュアルにつきましては、消防署所ではビル、工場、文化財等、消防署長が必要と判断した対象物につきましては、消防計画を作成をしております。中山間地域のマニュアルについては、管轄署である明科消防署長が検討することとなります。村においても、消防団としてどのような対応が必要か、あるいはできるかについて、消防署の指導を受け、検討をしてまいりたいと思います。

また水利の乏しい地域では、必要な遠距離送水が欠かせませんので、消防署と消防団と協力し、訓練を実施してきているところであります。長谷久保の火災においても、遠距離の送水を実施し、消火活動を行っています。こうした訓練ばかりでなく、マニュアルを作成する中で、訓練についても検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） ありがとうございます。やはりここで私、マニュアルをっていうことをこだわってるとこはですね、その場所場所の状況に合わせた初期消火の大切さっていうのを考

えると、やはりその場に合ったやり方を決めておくと、やはり万が一のときすぐに手が出せるということで、具体的な形を各現場で考えられたらしいのかなということで、ちょっとご提案させていただきました。

再質問させていただきます。初期消火の重要性についてお伺いいたします。

初期消火の重要性について、ぜひ区の消防協力隊の皆さんとの協力を得て、その地域での発生を想定し、その消火手順の確認と初期消火実施訓練をあわせて進めていただき、初期消火の大切さを理解できるよう、行政からも後押しをお願いしたいと思いますが、総務課長のご意見はいかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。

初期消火の重要性についてでございます。議員がおっしゃられるとおり火災発生時に重要なのは初期消火であります。初期消火とは、火災の早期消火や被害拡大阻止のための活動で、屋内であれば、天井に燃え移るまでの2分から3分程度の時間と言われております。各家庭では消火器を備えていただき、地域では消火栓の位置を皆さんで確認共有をしていただければと思います。

そのためにも、消防団員や消防協力隊、消防署の協力によりまして、自主防災組織や常会単位でも消火訓練等を行っていただき、消火器の使い方や、消火栓ができる消火活動に理解を深めてもらえるよう、地区担当職員、消防団員とともに支援をしていきたいと考えておりますので、また区長会議等でもお願いをしていきたいと思います。

住民の皆さんには、消せるから大丈夫とは思わず、火災を発見したら、最悪の事態を想定した行動をお願いをしたいと思います。大声で周囲に知らせる、消防署119番に通報する、そして消火ができないと判断したら、その場から避難する。消火活動は、火を消すだけではなく、自分を含めた全ての人命を第1に考えて、被害を最小限にとどめる行動ですが、初期消火と言われておりますので、無理な行動をしないようお願いをしたいと思います。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 今総務課長のお考えをお伺いしまして、本当にそういうことだと思います。ぜひそこら辺が実施にできるようにですね、浸透するようにお願いしたいと思います。

それでは3番目の火災予防広報の必要性はっていうことをちょっとお伺いしたいと思います。特に春の火災予防の注意点は、特に行政として移住されてくる移住者の方に対し、立地の条件等、火災事故の防止に対するルール、事故防止策についての理解してもらえる広報活動が、必要と考えますが、総務課長はいかがお考えかお伺いしたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 火災予防広報の必要性についてのお話でございます。火災予防の広報は、先ほど申し上げましたとおり、消防局において行っていただいております。また明科消防署の取り組みといたしましては巡回広報に加え、消防予防のチラシの作成・回覧、あずみのエフエムによるラジオ広報、「広報いくさか」に、その時期に合わせた内容の記事も掲載していただいております。村消防団におきましても、毎月第1金曜日には本部が、19日には、各分団・部において広報活動をしております。

また、松本広域連合火災予防条例では、焚き火などの火災と紛らわしい煙、または火災を発生するおそれのある行為を行う場合は、管轄する消防署への届け出が義務付けられていますが、明科消防署と連携を図り、役場に届け出書類と受付ポストを設置し、住民の皆さんの負担軽減に努めております。

こうした届け出制度への理解をしていただくことも、火災予防の観点からは重要と考えております。移住者に限らず、火災予防に関する広報活動は必要でありますので、火災や災害を自分事として捉えていただけるよう、引き続き広報活動に努めてまいります。以上でございます。

○6番（字引文威君）議長。

○議長（太田譲君）字引議員。

○6番（字引文威君）再質問させていただきます。

毎年のように発生している火災災害に対し、当村のような中山間地の立地条件または季節気象の変化による住宅火災、山火事等災害を防止する目的の消防団、もしくは松本広域消防による広報講習会なども必要かと思いますが、総務課長のお考えはいかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君）議長。

○議長（太田譲君）総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）お答えをいたします。

広報講習会についてのご提言でございます。村が行う村の皆さんを対象にした防災に関する訓練、講習会は、総合防災訓練で自然災害を想定した訓練を実施しておりますが、火災予防に関する訓練、講習会というものは、自主防災組織では行われていると思いますが、村主催によるものは行ってはきておりません。住宅火災や山林火災について、予防、火災時の対応等についての講習会等は意義があるものと考えます。

自然災害と違い、自分が発災の当事者となる火災ですので、できるだけ多くの方に参加していただけるような訓練、講習会について消防署や消防団と連携し、開催できるように検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○6番（字引文威君）議長。

○議長（太田譲君）字引議員。

○6番（字引文威君）毎年のように残念ながら住宅火災等発生しておりますので、生坂はこれまで火災等減ったねと言われるような活動に結びつくようなですね、講習会が開かれるとありがたいなというふうに思いますんで、よろしくお願ひします。

それでは大きい項目ですね、2番としまして、消火栓ペイント作戦から感じた消火設備の管理について質問させていただきます。コロナ禍で議員活動自粛期間に、議員としてできることとして始めた消火栓ペイント活動について報告します。

昨年から、議会議員活動の一つとして、初期消火の重要性を鑑み、消火栓ペイント作戦を実施してまいりました。昨年9月28日から、はじめに北部の古坂区から開始し、南の小立野区に向け、10区の地上式砲弾型消火栓の本体部が目立つように、塗装補修を施す作業を進めてまいりました。現在のところ10区の点検を済ませております。総務課から、消防水利設置位置図写しを貸与してもらい、現地で「設置状況位置確認」「塗装状況確認塗装補修」併せて、「消火栓本体の音聴棒による漏水の有無確認」を実施してまいりました。

地上式砲弾型消火栓は、全区で今まで調べた結果で163ヶ所設置されており、それ以外に地下式消火栓もあります。点検調査の結果、不明消火栓が12ヶ所、地区水道消火栓の使用可能消火栓か不明なもの2ヶ所、腐食の進んでいるホース格納箱で塗装補修の要するもの8ヶ所など確認で

きました。また、消火栓付近の漏水が疑われる箇所が2ヶ所ほどあり、振興課にすぐに対応をお願いしました。その結果、消火栓のバルブの締め切りが甘かったとの報告をもらっておりまます。

村の台帳に記載されている消火栓位置と、現地の現場設置位置がずれている場所が数箇所確認できました。そのことは、消防活動時の初期消火活動が円滑に実施できるよう、台帳図面の修正をお願いしたいと思います。

また、大日向区の地区水道の消火栓と思われる消火栓が使えるのか、壊れているのか判明できないところがあり、機能していないものがあったら撤去すべきではないかと考えます。全体に言えることですが、消火栓ホース格納箱の腐食が進み、錆びてきて格納箱の機能が危ぶまれるものも目立ちます。また、塗装が日焼けしてくすんでいるものが多く、消防水利設備としての重要性を考えると残念な気がしました。

これらの消防水利設備の維持管理塗装などは、消防団の担当業務とされているようですが、村民の生命財産を守る、消防水利施設の維持管理に対し、今後行政としてどのようにされているのか質問いたします。

またちょっと追記ですけども、近隣の安曇野市さんの方で消火栓が非常に綺麗に塗装されてる状況を確認しております。安曇野市の方に問い合わせしましたところ、地元塗装業者さんがボランティア活動の一環として、塗装補修をしているというふうなお話も伺っております。やはり消防団だけで云々じゃなくて、やはりそういうふうな関連の地元の業者さんもですね、協力していただいて、整備されているという状況を見ますと、やはり大事に皆さん扱ってるんだなというふうに感じました。その辺今後生坂村としては、消防水利消防施設の設備の維持管理についての考え方をどう考えていくのか、副村長にお伺いいたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは、6番 字引議員の防火水利施設の現状の維持管理と今後の対応についてお答えをいたします。

消火栓や消火栓格納箱も含めた消防水利の不具合等については、毎年翌年度の予算編成時前に各分団からの要望を取りまとめ、分団長会議で協議したものを消防委員会でも示したうえ、各年度の予算に計上しております。消火栓格納庫については、5月の分団長会議で点検をしていただくよう依頼をしたところであり、若干保有している格納庫がありますので、早急に対応しなければならないものについては対応をしてまいります。

次に、消防水利の維持管理についてですが、消防水利については、これまで紙媒体による位置による確認をしておりましたが、防火水槽の大きさや消火栓格納箱に格納されているホースや管鎗の状況等までは、把握しておりませんでした。また、消防水利の位置を作成した頃は活用していくように更新をするなどしておりましたが、住宅地図への位置を記載しているため、わかりにくい点がありました。火災発生時には、現場で紙を見ての対応するということは、夜間など特に現実的でなく活用されていないのが現状となっております。大日向南平の地区水道の消火栓については、南平常会が管理をしており、第3分団大日向部でも点検を行ってまいりますが、各地区的団員にはわかりづらい点もあります。

そうしたことから消防水利のデータベース化ができないか検討を始めております。防火水槽の位置や大きさ、消火栓の位置と格納箱の位置、格納資機材について写真をつけたデータベース化をし、現場で消防団員との情報の共有が可能など、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

また安曇野市の消火栓の塗装についても、ボランティアでやっていただいたという話も、私も聞いております。やっぱし、これから火災に備えて地域が一丸となって対応していかなければいけないと、私も考えております。以上、答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） よろしくお願ひいたします。それと現在消防団の方で消防設備の維持管理等の業務をされてるという話ですけども、その辺についてちょっと再質問させていただきます。

消火栓防火貯水槽の消防設備は、いざ使おうとするときに、使用できなければならぬ大切な設備でございます。特に初期消火時に、地元の消防協力隊がすぐに使用できるよう整備されていることが大切です。それには、地元の協力も必要と思います。消防団だけでなく、地区消防協力隊の協力を得て、維持管理されることが良いのではないかと思いますが、副村長の考えをお伺いいたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは、消火栓、防火水槽の維持管理、消防協力隊への協力依頼についてお答えをいたします。

字引議員ご指摘のとおり、消火栓や防火水槽は、特に消火栓については、初期消火に有効な設備と私も認識をしております。消火栓および防火水槽は消防団員が秋と春の火災予防運動のときに点検を実施していただいております。しかし、分団長会議などで防火水槽にたまつた土砂撤去等作業が大変になっているとの意見も出ております。このため、消防行政を担当しています総務課と、地区の防災組織や消防協力隊の状況を、区長会議等で集約をして検討をしてまいりたいと考えております。答弁は以上です。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） よろしくお願ひいたします。やはりこういう施設というのは非常に大切な施設でございますので、消防団でっていうことじゃなくて、やはり全村民で扱ったことが一番大事なことだと私も感じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは3番目最後の質問になりますけども、レゾナック・旧昭和電工広津発電所の受水方法の対策の実施状況についてお伺いいたします。中山間地の消防活動の水源確保の難しい地域の解決策として、昨年12月一般質問で、昭和電工広津発電所の道水路吐水池からの消防水利利用の提案をさせていただきました。少なくとも、取水可能な消防水利は、有効に消火活動についていつでも利用できるようにしておかなければならぬと考えます。昭和電工広津発電所の導水路吐水池からの消防水利利用ができるように、まず進入路の整備や、消防団員への取水訓練実施など、実施状況について質問させていただきます。総務課長にお願いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） レゾナック・旧昭和電工広津発電所の受水方法の対策実施状況についてのお尋ねでございます。

レゾナック・旧昭和電工広津発電所の水利利用につきましては、字引委員には、これまでご提案をいただきてきており、緊急時の消防水利については対応していただけることとなっております。しかし、これは緊急時のみに対応できるもので、訓練等の対応が難しく施設を改修することはできないということで、会社の方から言われております。

しかし、担当者も替わったり、消防団員も替わるわけで、現地確認等を定期的に実施するなど、万が一のために調整を図っておく必要があると考えますのでレゾナックとの調整は引き続き続けていきたいと考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君）議長。

○議長（太田譲君）字引議員。

○6番（字引文威君）再質問をさせていただきます。可搬式送水ポンプの搬入路の整備や、消防団員による取水実施訓練についてお伺いいたします。

今総務課長の答弁で、レゾナックとの万が一のときのための調整を継続していきたいとの答弁をいただきましたが、まずは消防団の皆さんに対し、吐水池の使用ができるようになったことによる取水訓練などの実施が、私は必要だと考えます。高津屋森林公園は、キャンプサイトが好評で、利用者の増加を期待されるところですが、逆に火災災害の発生の懸念も考慮しなければならないと考えます。

よって吐水池の消防水利の利用が確実に利用でき、消防団の協力が確実に得られるように実施できる環境整備を、至急整えてもらいたいと思います。それにはまず可搬式送水ポンプの搬入路の整備、消防団員による取水実地訓練などが考えられますが、総務課長に再質問させていただきます。

○総務課長（藤澤正司君）議長。

○議長（太田譲君）総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）可搬式送水ポンプの搬入路の整備それから消防団員による取水実地訓練についてのお話でございます。

高津屋森林公園が、マレットゴルフ場からキャンプサイトに用途が変更され、これまでより火災発生の危険性が高まっているという点につきましては、同様の認識でございます。また、下ノ田集落から高津屋森林公園にかけての火災発生時に、レゾナック所有の吐水池が、水利として有効であるということも同様でございます。しかし吐水池に出てる水は、レゾナックの水利権により取水された水であり、法的にも緊急時以外には、その使用が認められていないことから、先ほど申し上げましたとおり、レゾナックからは訓練等の対応はできないというふうに回答いただいております。

またポンプ搬入路整備のご提案でございましたが、現在吐水池のフェンスまでいける道形が残っております。これはレゾナックが工事用に整備したものであると思いますが、こうしたものも利用できるのかということも含め、村としてどういったことが可能かなど、引き続き、レゾナックとは調整を続けていきたいと考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君）議長。

○議長（太田譲君）字引議員。

○6番（字引文威君）可搬式送水ポンプの搬入路の整備ということで、私ご提案させていただいてるんですけども、これは私も現地を実際に歩いて、高津屋から下に下ノ田に降りる途中の部分から入ってくるルートがありまして、ちょうどその吐水池の手前約50mぐらいのスパンは立木が立っておりましてですね、そう簡単に物を持って入れるような状況じゃない。ですから、や

はりそんとこはちゃんと一つでも通せるように、いわゆる整備をしておくことが大事じゃないか。そういうことを提案させていただいてます。

やはり今おっしゃられるようレゾナックさんの方との調整という部分からいきますと、やはり実際の火災時しか使えませんよ、という考えはわかりますけども、ただ、消防団員の皆さんについては、こういうところから消防水利が確保できるんだよということの実地訓練は、実際に水取る、取らないは別としてもですね、そういう作業の形態を理解してもらうってことは非常に大切なことだと思います。いざというときにどうしたらしいんだっていう話になつたらですね、それこそ消せる火災も消せないで、それこそ大きい山火事になっちゃうというふうな場所でございますので、やはりそこら辺、村の方としてもですね、レゾナックさんの方に、いわゆるそういう実地訓練だけはさせてくれというふうな申し入れをして、もし水をまく、まかないは別としてもですね、そういう形態の体制が取れるということまでは追い込んでいただきたいと思います。

火災災害にはですね、消防団員の皆さんや、松本広域の力が大切であります。中山間地域の生坂村としては、消火活動の制限もあり、また、高齢化・過疎化に伴う消防団員の減少もあります。消防団員確保も難しい現状があります。それには、今いる人たちが他人ごとではなく、防災減災にも力を出し合い、協力して村民の安心安全を維持していくことをお願いし、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田譲君） ここで換気のため休憩にしたいと思います。
再開は11時20分とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時20分

○議長（太田譲君） 再開します。次に4番 望月議員。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 4番 望月典子です。通告に基づき、質問をいたします。

今回は、帯状疱疹ワクチン予防接種の補助についてです。結論から言います。帯状疱疹ワクチン接種の補助をお願いしたいのです。お考えを聞かせてください。最近、この病気のことをよく耳にします。ワクチン接種を希望する人も増えています。免疫力の落ちた体内で、ウイルスが力をつけて暴れると、重篤な結果を招きます。後遺症で、体が不自由になつたり、視力を失います。元気なうちに予防接種を受けるのが、賢明だと思います。50歳から、接種は可能です。ワクチンは、1回だけのものと、間をあけて2回打つものの2種類があります。病院で相談をして決めるのですが、ほとんどの人が、2回接種を選択するようです。1回だけのは、50%、2回なら、どんな年代の人でも90%以上の予防効果があると言われれば、当然の結論ですよね。

費用について述べます。帯状疱疹ワクチンは、任意接種のワクチンのため費用は、全額自己負担です。病院等によって僅差があるようですが、1回が22,000円、2回だから、44,000円と言われています。大きな負担です。全国の様々な自治体が、補助を始めています。資料によると、概

ね1回分10,000円というところが多いようですが、北海道は全般に手厚くて、標津町は全費用の半額。上ノ国という町は全額補助と謳っています。

当村は高齢化が顕著です。猶予はありません。村民の健康な生活維持のため、村の活性化のため、一刻も早く取り掛かるべきと考えます。答弁を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 4番 望月議員のご質問のうち、帯状疱疹についてご説明をさせていただきます。

帯状疱疹は、水痘・帯状疱疹ウイルスによって引き起こされる感染症です。ただし、初めて水痘・帯状疱疹ウイルスに感染したときは、水ぼうそうとして発症します。多くの場合は、水ぼうそうは子供の頃に発症し1週間程度で治りますが、治癒後もウイルスは体内の神経節に潜伏しています。その後、加齢やストレス、過労などが原因となってウイルスに対する免疫力が低下しますと、神経節に潜伏していたウイルスが再活性化し、神経を伝わり、皮膚に到達して痛みを伴う赤い発疹を生じます。通常は生涯に一度しか発症しませんが、免疫が低下している場合には、再発することもあります。症状としては、一般に数日から10日間ほど神経痛のような痛みがあり、その後、身体の左右どちらか一方の神経に沿って、体上に赤い発疹が出現するのが特徴です。赤い発疹に続き中央部がくぼんだ特徴的な水泡が出現しますが、皮膚と神経の両方でウイルスが増殖して、炎症が起こっているため、皮膚の症状に加えて、強い痛みを伴います。顔面に起こる帯状疱疹では、角膜炎や結膜炎を引き起こしたり、稀に耳鳴りや難聴、顔面神経麻痺などの合併症が出現することがあります。また、腰や下腹部に発症しますと便秘になったり、尿が出にくくなったりという症状を伴うこともあります。

帯状疱疹は、50歳以上の人人が、患者全体の7割を占めています。高齢者に多い病気なので、高齢化が進むと発症率も上昇します。また、糖尿病などの生活習慣病のある人や、関節リウマチなどで免疫の働きを抑える薬を使っている人、がんを患った人は免疫力が低下しているため、帯状疱疹を発症する可能性が高くなります。帯状疱疹になりにくく体作りのためには、食事のバランスを気をつける、睡眠をきちんととるなど、日頃から体調管理を心がけることが大切です。

次にワクチンについてですが、帯状疱疹は50歳以上であれば、ワクチン接種によって予防することができます。帯状疱疹ワクチンは、現在2つの製品があり効果や接種対象などに違いがあります。まず、生ワクチンである乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」は、毒性を弱めたウイルスを体内に注入して免疫の働きを高めるものです。厚生労働省ワクチン分科会資料、ワクチン取り扱い説明書によりますと、発症予防効果、この効果は50歳から59歳に対する効果ですが、効果は70%で、接種回数1回、費用は10,000円以下で、持続性は5年ほどだということあります。なお、免疫抑制薬、抗リウマチ薬、抗がん剤などの薬を使っている方は、このワクチンの接種は受けられません。

次に、不活化ワクチンである乾燥組換え帯状疱疹ワクチン「シングリックス」は、ウイルスをバラバラにして無毒化し、感染する能力を失わせたもので、免疫抑制薬、抗リウマチ薬、抗がん剤などの薬を使っている人でも接種を受けることができます。発症効果は約97%、接種回数2回、費用は2回で4万円程度かかり、持続性は9年以上とのことです。ただし接種を受けた部位の腫れや痛みは8割ほど、疲労感や発熱などの副反応が6割くらいの人に起こります。

最後に、周辺自治体での助成の状況でありますけれども、松本市は令和5年度から50歳以上を対象として、生ワクチン1回のみ3,000円、不活化ワクチン1回6,000円で2回まで助成。大鹿村は、令和4年度から、50歳以上を対象に半額を助成しています。天龍村も令和5年度から50歳以

上に対し、半額助成を実施しております。南牧村は、令和4年度より生ワクチン、不活化ワクチンともどちらか1回のみ5,000円を助成している状況であります。以上でございます。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） ただいまの健康福祉課長の丁寧な説明で、皆さんも帯状疱疹のことがよく理解できたと思います。私も今回の下調べで、様々なことを学びました。子供の頃かかった水ぼうそうと同じウイルスなんですね。寝っていたウイルスが、免疫力の低下で暴れて発症する。怖いです。課長もおっしゃっているとおり、日頃からの体調管理は大切です。私ごとで恐縮ですが、母も父を看病していたとき、胸から背中にかけてぐるっと発症しました。私も、約20年ほど前ですかね、顔にブツブツができて、皮膚科へ行ったら、帯状疱疹と言われました。医者にも「顔の湿疹は怖いよ、失明するからね」と言われたのを、今でも覚えております。

80歳までに3人に1人が発症するといわれています。80歳までに3人に1人が発症です。最近はテレビのコマーシャルでも、帯状疱疹ワクチンの接種を呼びかけています。長野県の補助状況を調べたとき、私は、松本市と大鹿村しか見つけることができませんでしたけど、もう2村あつたんですね。でも、77市町村のうちの4つの自治体だけというのは、どう考へても寂しい数字です。ここは、周辺の自治体に喚起を促す意味でも、当村に助成をしてもらいたいです。

そこで、村のトップである村長に質問です。帯状疱疹ワクチン接種補助を、冒頭でお願いしましたが、それについてどうお考えですか。お願ひいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、4番 望月議員の質問にお答えをいたします。

帯状疱疹ワクチンの接種補助についてということでございますが、帯状疱疹はご指摘のとおり、高齢者に多い病気でございます。高齢化が進むと発症率も上昇をします。また、50歳以上で発症した人のうち、約2割は3ヶ月以上痛みが続くと言われており、目や耳に症状が出たり、顔面神経麻痺など、重い後遺症が残ることもございます。アメリカの調査では、50歳以上で新型コロナウイルス感染症と診断された人は、診断されなかった人と比較をして、帯状疱疹の発症リスクが高い可能性があるとの報告もあるようでございます。

現在、村では高齢者に向けては、インフルエンザ予防接種と肺炎球菌ワクチン予防接種の、助成を行っているところでございますが、帯状疱疹の予防接種は、先ほど来、健康福祉課長が申し上げましたとおり、費用が高額となり負担も大きいと考えるところでございます。しかし、健康教室などでも参加者の話題に上ることが多いとのことでございますので、村民の皆さんの関心が高いということは考へております。助成に向けた検討を前向きに進めていき、近隣の自治体に向けての喚起になればと考えておりますので、来年度に向けてしっかり担当部署と検討を進めていきたいと思います。以上、答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 村長もおっしゃるとおり、高齢化が進む当村にとって、このワクチン接種は今後絶対必要だと思います。答弁の中に、助成に向けた検討とありますが、具体的に言えれば、どういうことでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番 望月議員の質問にお答えをいたします。検討といいますと、半額補助のところも今ございますし、松本市みたいに定額のところもございます。うちと友好提携をしている北海道標津町は半額でございますし、そういうものでどのくらいの助成がいいのか、助成が必要ないのか、いろいろな面で検討をしていかなければと考えております。公平性も考えながら、今まで季節風インフルエンザ等も助成をしている状況でございますので、額的には桁が1つ違うくらいの助成というか、補助になりそうですが、前向きに、助成まず補助ができるか検討していきたいと思います。以上でございます。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 今補助額について検討をしている、というお答えをいただきました。ちょっと調べたんですけど、それは、今は任意接種だもんで国とか県の補助金はないわけなんですけど、そういう場合に、村として使える補助金は前年度ぐらいまでですと、風疹予防とかコロナ接種には、あの衛生費国庫補助金というのが使われてたと思うんですけど、今年度は脱炭素へ移行してまして、この補助金は使えなくなってると思うんですけど、そういう場合には、なんというんですかね、国民健康保険事務費とか、そういったものから、補助金として使えるんでしょうか。その辺、お答えいただけますでしょうか。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） それでは、望月議員の質問にお答えをさせていただきます。

助成費用の補助ということありますけれども、北海道標津町についても、単費で補助しているというふうには伺っております。この帯状疱疹のワクチンにつきましてはあくまでも任意接種のワクチンでありますので、今現在全額自己負担ということで、これについての補助は、私どもでも確認はしておりませんので、今のところ単費になるのではないかということで考えているところであります。

また、今後また研究を進めながら、もし補助ありましたら、そちらの方も検討はしていくようになるかと思いますけれども、今村長お答えしましたとおり、来年度に向けてということでありますので、単費も含めまして研究をしていきたいというふうに考えております。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） はい、わかりました。もうひとつ、村長に質問したいことがあります。

パソコンで調べていたら、長野県の1人の住民の方が、2年越しで県庁の健康福祉部へ、長野県への助成をお願いしている資料を見つけました。それに対し、健康福祉部長はこう答えています。現在、国の厚生科学審議会で帯状疱疹の発症頻度や、ワクチン効果の持続性等から、接種に最適な対象年齢と、期待される効果、安全性などについての議論が慎重に行われ、公費負担のある定期接種化に向けた検討が続けられているが、まだ具体的な方針は示されておりません。「県としては、現時点で、公費助成は予定していないが、全国的な対応が必要な課題であることから、帯状疱疹ワクチンの、早期定期接種化を国に要望しており、今後も引き続き早期定期接種化を求めていきたい。」こんな回答です。これは2023年3月2日に回答されております。定期接種になれば、国からの補助も見込めますが、村長は、さっさと、検討科目の中で、補助金のことを検

討したいっておっしゃっていただけました。ということは、助成をするという方向で考えていらっしゃるのかどうか。もしそういうことならば、当村には時間的な猶予もありませんし、この質問の結果を、首を長くして待っている住民もいると思います。

そこでお答えいただきたいのですが、この助成の歳費を次回9月の定例会で、示していただくということは、無理でしょうか。お答えいただきたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番 望月議員の質問にお答えをいたします。

9月の定例会に、助成の、ある程度の補正予算で計上してほしいというご質問でございますが、国県の動向を注視している市町村が多いようでございます。国の厚生科学審議会が、いつ頃、この結論を出すか、さっき言った定期接種化ですね、それについてそのような動きがございます。国の動向を注視するより、まず当村としては、高齢化も顕著ですので、村民に向けて半額なのか定額の補助金の助成なのか、そういうことは検討をしていきたいと思いますが、できれば今年度じっくり検討させていただいて、来年度当初から、ある程度補助金の助成というようなことで、お示しができればと思いますが、望月議員の本当に猶予がないというご提言も、ごもっともでございますので、まずは担当部署で、しっかり動向も注視しながら検討させていただいて、9月の定例会に補正予算で計上できるか、そこも検討させていただくということで答弁とさせていただきます。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） はい。前向きな答弁をいただいて、とても勇気が湧いてきました。ぜひ、これから皆さんには頑張っていただきたいと思います。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田譲君） ここで、12時をまもなく迎えますので、昼食のため休憩にしたいと思います。再開は13時とします。

休憩 午前11時45分

再開 午前13時00分

○議長（太田譲君） 再開します。次に、2番 山本議員。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 2番 山本吉人です。通告しました質問をいたします。

雲根地区「創造の森」プロジェクトについて、生坂村が環境省の脱炭素先行地域に選定されました。令和4年度から、雲根地区にて取り組んでいる、いくさか「創造の森」プロジェクトでは、地域コミュニティの創出を村が推し進めるゼロカーボン、脱炭素化ライフスタイルの実証実

験として活用し、作物を育てアースオーブンを使って、調理イベント等で提供することなどを通じて、脱炭素化ライフスタイルの啓発活動をしていくということで、今後大変期待しております。雲根地区の住民の方も、休耕地、または利用されてない山間部、これを「創造の森」プロジェクトで、使えるということで、大変期待し、歓迎しております。

ただ、現在のところ、このプロジェクトで、地元の方はどうこのプロジェクトに関わっていらっしゃるのかわからない、そういう質問を多々受けます。現在のところでは、土地を提供するだけなのか、他に何かあるんじゃないかな、というような質問をよく受けております。

そこで質問いたします。このプロジェクトにおいて特に、地区雲根常会の皆さん方はどういうふうな形で村のプロジェクトに取り組んでいくか教えていただきたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 2番 山本議員のご質問にお答えをいたします。「創造の森」事業への地元住民の関わりについてということであります。

「創造の森」の現在の事業計画といたしましては、令和6年度に脱炭素先行地域づくり交付金を活用して、オフグリッドハウスの建設を予定をしておりますが、周辺を含めた全体像につきましては、今年度地元の皆さんと協議をしながら、企画設計をしていくこととしております。雲根地区がより良いコミュニティとして事業が進めていけるよう、その関わり方につきましても、地元の皆さんと相談しながら検討をしてまいります。

また元気づくり支援金を活用した雲根でのイベントも企画しておりますので、地元の皆さんにも大勢ご参加をいただきまして、地元の関わり方を含めてご意見を伺う機会としていくように計画をしておりますので、お願ひをしたいと思います。以上答弁でございます。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） ご説明ありがとうございました。雲根地域の方の意見としましては、全体像が全く見えないということで、これから打ち合わせ等の1年間の計画ですね、そういうものを提示していただきたいというのが一番の切なる思いです。予定がたたないうちに、説明会をしますではなく、必ず7月8月9月、この時期に、これこれこの機会で動きたいということを、早めに提示していただきたいと思いますけども、その辺はどうでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。当然地元の皆さんもご協力をいただくという前向きな、先ほどの議員のお話でございますので、皆さんのご希望に答えられますよう、できるだけ決まった内容、また決めていく内容につきましては、ご相談をさせていただきたいと思います。7月から9月にと、今お話がございましたが、そうしていけるように、イベントなどを通じて住民の皆さんとお話し合いをしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 今、総務課長からご説明ありましたけども、昨年度はイベント等、その日に知らせがあるというような、事がありましたので、せひとも今年は前々から予定を提示していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

では次の質問にいきます。次にオフグリッドハウス、野菜作り等に雲根地区の水、天然水を使用したいという意見を聞いております。現在、雲根地区の住民は悪戦苦闘しながら水の管理保全をしております。管理する方々も高齢者が多く、水源地までの経路も険しく、設置した梯子等も土砂崩れなどで崩壊寸前という状況です。地元住民も、これから水の確保に不安を持っております。命の源の水、それも天然水の湧水を守ることは、「創造の森」プロジェクトでも大変大きな課題と考えております。ぜひ、このプロジェクトを進める中で、雲根地区の水の保全の整備をお願いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、2番 山本議員の質問にお答えをいたします。

雲根地区の水の保全の整備について、というご質問でございますが、村で考える雲根の「創造の森」は、「環境」「自然」「農業」をテーマに事業展開を構築してまいりますので、ご提案いただきました内容については、事業を通じて水の活用や保全管理について、地元のご意見をお伺いをして課題共有を図るとともに、雲根地区においては高齢化により、現在の水道施設の維持管理に支障をきたしているというご意見も頂戴をしておりますので、簡易水道有収率プロジェクト会議で、雲根地区を村の簡易水道給水区域に取り入れることについても含めて検討してまいりたいと考えております。

前段での内容のとおり、本年度は全体計画を地元と協議をして、設計してまいります。村としまして雲根地区「創造の森」が魅力ある地域コミュニティとして地域の活性化や地域の担い手確保に繋がるよう取り組んでいくよう考えているところでございます。以上答弁といたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） ただいま説明ましたが、今年、水の水源地まで、また同行をしたり、調査したりするということも考えていらっしゃるのでしょうか。

併せてオフグリッドハウス、これから農業を進める中で、水というのは1セットだと私は思っております。このプロジェクトの中に、やはり雲根の水源地を守るというのをぜひセットとして考えていただきたいと思います。その辺はどうでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番 山本議員の質問にお答えをいたします。

水源地にどうこうって私も1回だけ行ったことはございますが、大変道が厳しく、途中も本当に、梯子を渡ったり、ワイヤーで水道管が繋がっておりまして、本当に大変な場所だとわかっております。

今回のプロジェクトで、まだその水源地を守るというところまでは考えてないんですが、地元の皆さんと協議をしていくことは、今後しっかりとやっていきたいと思いますので、そういうところもまた話し合いの中で出していただいて、なんかより良い構成ができるのか、ちょっとなかなかすぐには水源地から、しっかりした水を引いてくる施設を直していくことは、早急に

はできないと思いますけれど、含めて考えていくことは可能だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 大変わかりました。ぜひ積極的に水の水源地の確保、よろしくお願ひしたいと思います。

では、続いての質問に参りたいと思います。次、要望したいことは、「創造の森」プロジェクトを通して、子供たちや若者たちに、これからエネルギー問題、農業のやり方等を学ぶ機会を作っていただきたい。近年、世界中または全国的にも自然農法、自給自足ということが非常にクローズアップされております。オフグリッドハウスにしても、エネルギーがなくても使える家、また、休耕地を自然農法で復活させる、とても有意義なプロジェクトと私は捉えております。

そこで、これから子供たち、若者またはこちらで移住してきた人たちに自然の使い方、防災の点に関してもオフグリッドハウスはコンポストトイレ、あとは電気を使わない調理、いろんなことができます。防災に関しても、緊急時のための勉強等ができる画期的な設備になると思っております。その点を踏まえて、これから村がどうやっていくのか、ちょっと詳しく教えていただければと思います。お願ひいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番 山本議員の質問にお答えをいたします。

エネルギー問題や農業のやり方について学ぶ機会づくりをということでございますが、令和4年度の開催実績では、元気づくり支援金事業によるアースオーブンワークショップ、また収穫祭を含めますと、雲根地区でのイベントで若い世代の皆さんを含め106名の方に参加をいただきました。また、昨年6月は松本山雅との連携事業として、「スマイル山雅農業プロジェクト」を開催し、松本山雅の稻福選手と保育園の年長児7名が大豆蒔きを行っております。令和5年度におきましても、6月に「スマイル山雅農業プロジェクト」による保育園児との大豆蒔きを計画している他、今年度の元気づくり支援金による雲根でのイベントにおきましても、ご提案いただいたエネルギーや防災、農業に関する学習機会に繋がるよう内容を計画してまいります。

今後も雲根地区の施設整備を進めていくことにあたり、当村としても、脱炭素モデル地区また地域農業の実践の場として、地域で村民の皆さん、また若い世代の方、子供たちが学習機会に繋がる事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 付け加えてご質問させていただきます。

これから「創造の森」プロジェクトが進んでまいって、完成したその後の運営、また長期の計画等がありましたら、ご説明していただきたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番 山本議員の質問にお答えをいたします。

完成後の長期の計画等でございますが、いくさか「創造の森」プロジェクトでは脱炭素事業をテーマに元気づくり支援金を活用したイベント事業、また、脱炭素先行地域づくり交付金を活用

した、先ほど総務課長が申し上げましたオフグリッドハウスの建設を、村の事業として実施することとしております。また村としては、脱炭素だけではなく、有機農業の実践や大好き隊の活動フィールド地域のよりどころ等として将来的な「創造の森」全体像を視野に入れてまいりますので、そのための運営方法や企画設計について検討をしてまいりたいと思います。

村が整備しました施設は、指定管理者制度により管理しておりますが、本施設についても、完成後は同様に管理運営を指定管理者または委託により行っていくように考えております。

指定管理者は村から要件を提示し、公募を行い、応募する者はその要件を満たす計画等を作成し、申請をします。そして村において申請内容を審査し、議会でお認めいただき、初めて指定管理者となることができます。指定管理者となってからも、事業報告書を村に提出するなど指定前、指定後もその管理運営について関与をしてまいります。委託による運営であっても、丸投げをするわけではなく、管理運営に条件などを持たせ、村が関与していくことには変わりがございません。先ほど申し上げましたとおり、周辺環境も含めた「創造の森」全体の活用が図られるよう、村の施設であれば、ある以上は、村が関わりを持った運営がされていくこととなります。以上答弁といたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 今説明を聞きまして、少し不安は取れてまいりました。やはり地元の方もそうなんですが、村全体としても不透明な部分が多くあり、これから始まる事業ですので、わからない部分は、多々あると思うんですが、今若干でもクリアにしていくことが、これから事業としてはとても大事だなと思います。脱炭素に関わってこのプロジェクトも動いておると思います。非常に大きなお金がかかると思います。そこは冷静な判断で、村政または私ども議会、見守りながら進めていくのが一番いいかなと思っております。

最後に私の意見ですけども、どうかこの「創造の森」プロジェクトを上手に使って、この生坂村の使っていない場所に更なるまた、プロジェクトの第2、第3ということで、村のアピール、村外からの移住者等来れるような楽しい空間を作っていただけるように期待して質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田譲君） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（太田譲君） 本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日15日木曜日の午前10時から再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。起立。礼。ご苦労様でした。

散会 午前 13時 18分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 5年 6月 14日

議長

石田 雄

署名議員

望月典子

署名議員

宇引文雄

令和5年第2回 生坂村議会定例会議事録（6月定例会）

3日目（6月15日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 3人
- ・散会

- ・一般質問..... 4 P
平田勝章議員..... 4 P
- 島幸恵議員..... 11 P
- 藤澤幸恵議員..... 23 P
- ・散会..... 31 P

令和5年第2回 生坂村議会定例会

令和5年6月15日 午前10時 再開

議事日程

【3日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		散 会	

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 謙 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君 書 記 今 溝 康 平 君

開議 午前10時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) これより令和5年第2回生坂村議会定例会を再開します。本日の会議に先立ちまして申し上げます。本定例会はクールビズのため、暑いようでしたら上着等はお脱ぎください。また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩を取り、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力ををお願いします。なお、マスクの着用に関しては、個人の判断とします。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付してあるとおりです。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 平田議員、1番 島議員を指名します。

◎日程2・一般質問

○議長(太田譲君) 日程2・一般質問を行います。順番に発言を許可します。最初に7番 平田議員。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 7番 平田勝章です。通告に基づき一般質問を行います。

生坂村議会は、2019年1月22日、23日に能登半島先端の、珠洲市と輪島市に視察に行きました。目的は珠洲市では、空き家を活用した移住・定住施策では、宅建取引業者組合が委託を受けて事務を行っているところでですけども、UIターン世帯や他の移住者に、家賃の補助や購入に補助金を出していることや、7割の移住者世帯が賃貸契約をして生活をしているとの報告を受けました。輪島市では、2007年3月に能登半島地震で被害を受けましたが、この教訓から、地域防災の強化に向けそれぞれの地域として、より多くの人が防災士の必要性を感じ、それぞれが地域のリーダーとしての育成に力を入れてこられました。このときの防災士登録者は、620名のことでした。防災士の活動内容は、災害対応・救急対応・地域の自主防災組織活動推進などで活躍しているとの報告を受けました。我々議会はこの視察内容を村に報告もしておりますし、一般質問も行っております。

そこで当村でも防災士の資格を取ることをお願いしており、現在何人かの防災士が誕生しております。しかし、視察研修の翌年、2020年1月からは世界規模で新型コロナ感染症が広がり、その感染症対策は3年にもおよびました。今年に入り、4月以降ようやく下火になりつつあるわけですが、政府も今年5月からは新型コロナ感染症の扱いは、2類から5類に引き下げられました。これらの諸事情から、現在では防災士の活動実態が明らかにされておりませんが、防災士の資格などについて現状はどのようにになっているのかについて、いくつか質問いたします。

初めに、防災士の資格が必要である、と議会からも提案をさせていただきましたが、このことで、村として種々の災害に対して、防災士にどのように何を充実させたいかと考えているか、について質問いたします。最初の質問を、これで終わります。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 7番 平田議員の防災士の関係のご質問であります。防災士の育成により、災害対応の何を充実をしていきたいかという村の考えについてであります。

防災士の基本理念は自助・共助・協働であり、防災士は、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と、一定の知識・技能を習得したことを、民間の日本防災士機構が認定した皆様です。また防災士は自ら動くことが原則とされ、まず自宅の防災、地域の防災訓練などに積極に取り組み、できることから動き始め、地域防災力の向上に寄与されることが期待されています。

そうしたことから防災士の皆様には、村の総合防災訓練において協力をいたしたり、自主防災組織で行う訓練に参加したり、また講師となることで防災に対する意識や知識を家族や地域の方にも伝える、そうしたことを行政と協働で取り組んでいただければと考えております。災害時には、区長など、自主防災組織の役員と一緒に知見を生かした活動により、災害対応に当たっていくことを期待しております。

防災士の資格は民間資格であり、資格取得により特定の権利が与えられる、もしくは、行動が義務付けられる、といったことはありませんので、何かを充実させていくというよりは、ただいま申し上げましたとおり、様々な場面・機会を通して自助・共助・公助の理念に基づいた活動・取り組みをしていただくことを期待しているところであります。

しかし、これまで村から資格取得を呼びかけた皆様につきましては、総合防災訓練などの機会を通じ、村内での防災リーダーとして活躍していただきたいと思いますし、そのための研修会、また交流会等の開催も今後計画をしてまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 再質問をさせていただきます。防災士の基本理念は、先ほど言われたように自助・共助・協働であり、防災士は社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されている、とお答えいただきました。そして、防災士は自ら動くことが原則とされ、まず、自宅の防災、地域の防災訓練などに積極的に取り組み、できることから動き始め、地域防災力の向上に寄与されることを期待したい、との回答でしたけれども、生坂村では昭和34年の伊勢湾台風から昭和58年の台風、そして平成18年の台風、それから令和元年10月の19号の、台風19号でしたね、それで千曲川水系では佐久穂町や長野市、それからその下流域では大変な水害が起こっておりま

また地震については、平成26年の11月には長野県北部地震が発生し、マグニチュード6.7の強度地震によって白馬村北部や小谷村でも多くの家屋が、倒壊しました。私はこれらの現場を実際に見ておりますので、非常に怖さも感じております。

最近では、地震災害、台風などによる水害、あるいは大雨による土砂崩れなどの災害が少ないとから実際にどのような行動をすれば良いのかわからない状況ではないかと、推測されるわけでありますけども、私も地区担当者や区長、防災士の皆さんと一度話し合いが必要だと思います。また、この中で議員も一緒に参加させてほしいと希望しますが、総務課長の見解をお聞きしたいと思います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えをいたします。議員言われるとおりだと思います。先ほど、お話もありましたが、コロナ禍でなかなかそういったこと、研修会・講習会等もできなかつたということもございますので、今後はですね、防災士とそれから地区の自主防災組織の皆さん、区長さんをはじめ組織の皆さん、それから議員の皆様方ともいろんな交流会というものも必要だと考えておりますので、そういったことを念頭に、今後研修会、交流会等を開催をしていくように計画をしてまいりたいと思います。以上でございます。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 続いて、次の質問にしたいと思います。防災士の資格取得に向け、公募やお願いをした経緯はどのようになっておりますか、について質問いたしたいと思います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) それでは防災士の資格取得の経緯についてのお尋ねでございます。

生坂村での防災士の資格取得と育成につきましては、令和元年度の総合防災訓練におきまして、防災士の島田亜紀先生を講師にお招きし、「助けられる人から、助ける人に」と題し、防災士の役割や活動についてご講演をいただきました。

この講演を受け、自分と家族を守るために何をすべきかを考え、実践し、そうしたことを地域に広めてもらう、災害時には、自分の身を守った上で、避難誘導であったり、初期消火、避難所の開設運営に協力していただける、こうした知識や技術を習得していただける方が必要ではないか、ということで、防災士の育成を進めるため、令和2年度に長野県地域発元気づくり支援金を活用いたしまして、取得にかかる経費を事業の中で負担し、防災士の育成をしてくるという、そういった事業を計画し、防災士の皆さんとの資格取得を図ってまいりましたというところでございます。以上でございます。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 私も講演を聞いて、より多くの人が資格取得すべきだと思いました。当村でもこの講演をきっかけに、資格取得に向けて防災士を育成する事業の実施に向けて計画されたことだと思います。その時に私も思ったことは、特に現役の消防団員の皆さんには、受験をしてもらいたかったと私は思っておりました。ところが現実は、なかなか受験者がおられなかつたようですが、その辺のもし苦労話がありましたら、一言お願いしたいと思います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 苦労話といいますか、ちょうどコロナが始まってきた年だったかと思います。当初募集をかけまして、応募いただいた方は、20、10数名、20名近い方がいらしたわけなんですが、コロナ禍で、講習会、その教養の関係の講習会といいますか、何て言うんすかね講習ですね、そういうものが、日程がずれ込んだりしたということで、受けようと思った方が、日程的に受けられなくなってしまったとか、それは救命救急なども行わなければならなくて、そういうことも中止になってしまった、というそういう経過がございまして、令和2年度には受講いただいたんですが、令和3年度はゼロになってしまったと、なかなか講習会それから救命講習等の開催がなかったということで、そういうことで、ご希望された方皆さんに受講をしていただくことができなかったということは非常に残念であります。以上でございます。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) はい、ありがとうございます。次の質問なんですが、現在防災士の資格のある人は、何人おられますか、ということで質問したいと思います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 令和2年度以降、村が資格取得のために募集をし、応募され資格取得に至った皆様は、13名ということで確認をしております。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 次の質問なんですか防災士資格は、村として今後増員する考えはありますか、ということについて質問したいと思います。

この13名が多いか少ないかは、今生坂の人口が、1,700ちょっとですけども、それが適正のかつていうことも含めてご回答いただければと思います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 防災士の増員に対するご質問でございます。

防災士の役割の第1歩は、自助であり、自分や家族の身を守るための知識を、持ち合わせ、その上で、地域や知人に広めていくということを考えますと、防災士の裾野を広げるということを考えますと、防災士を増員していくということは、防災事業の大きな意味を持つことであるかと考えます。

現在の13名が適正かということではあります、今申し上げましたとおり、できるだけそういう知識や経験を積んだ方がいらっしゃるということは、非常に有効でありますので、適正かどうかということはわかりませんが、さらに増やしていくことが必要である、というふうに考えております。以上であります。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) ちょっと再質問、確認したいんですけども、要は防災士がより大勢になると、逆に船頭が多くなるとかって、そういう言い方する人もいます。そんなら、少人数でトップダウンでいろいろやった方がいいじゃないかってそういう考え方もあるようなんですが、それはちょっと気の回しすぎですかね、そういうことでしようか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) はい。確かにそういう側面もあるかもしれません、何度も繰り返しになりますが、まずは自分の身を守る、その次家族、その後、共助の部分、公助の部分になっていくかと思いますので、そういう意味では多い方がいいのかな。例えば避難所で何人かの防災士の皆さんがあれば、それぞれ全て同じ考えではない、同じ状況ではない、その時々違うかと思いますので、いろんな方の意見をとり込むということも、大切になる場面があろうかと思います。その辺を調整する役割ということも必要になるのかもしれません、できるだけ多くの方にいろんな知見を持っていただくということは必要だと思います。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) はい。次の質問なんんですけども、現在防災士の資格のある方は、それぞれ防災組織と今どんな関わり方をしているか、地元の人たちとですね、どんな関わり方をしているかについて現状について、質問したいと思います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 地域防災組織との関わりについてでございますが、先程来申し上げておりますとおり、防災士の基本理念は、自助・共助・公助であり、自ら動くことが原則とされていますが、特に災害発生時には、村に協力をいただいたり、自主防災組織内の活動も期待されます。コロナ禍もあり大勢を集めての訓練・講習会が開催できませんでしたが、昨年実施しました総合防災訓練時には、防災士の皆様にも、各地区の避難所開設訓練に参加していただくよう依頼をしました。しかし防災組織との関わりは、十分なものとはなっていないという認識であります。共助の部分では、防災士の力は大きな力となります。そのためには、防災士を自主防災組織内の組織図に、位置付けていただくことなどにより、活動がしやすくなると考えますので、これまで不足しておりました防災士の方と、各地区との調整に努め、自主防災組織において活動しやすい環境が作れるよう努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 毎年防災訓練には、地元のことの開催する組織に参加しておりましたけども、集まった中での会話、行政からの指示まちなどで実際には終わっているように思います。せっかく集まったんですから、防災の知識や過去に起きている災害事例、あるいは防災士の資格などを持ってる人の見識ですかね、そういうものが話題となって話し合いができるかいいと思っておりましたが、実際にはなかなか役員も少なかったり、それからなかなか集まらないのは今現状だと思います。本当に言われた役員しか、出てこれないとか、あと一般の人がね、参加してもらえれば、本当にそのよかったですですが、なかなか訓練というと上の区長から何人かっていうのは姿勢だけで集まっちゃうだけなもんですから、もうちょっと幅を広げてもらいたいなど

いうのもあります。さあこのように、どのように活動しやすい環境が作れるのかが、話し合いがこれから必要だと思います。これについても今第1問の回答で支部担当者や区長、防災士の皆さんと一度話し合いが必要と答えられましたので、ぜひ話し合いをお願いしたいと思います。

続いての質問なんすけども、防災組織はそれぞれ10区とも役員が替わり、組織の内容なども更新されていると思いますけども、組織図は配布されておりますけども、現状は机上訓練なども行われておりませんし、多くの確認事項を皆さんで、本来ならば自主防災組織の意味からすればそれぞれの組織が、自主的に考えなければいけないことだと思うんですけども、実際にですね、その辺が動いていないように私は感じております。一部担当者が中心となって組織をリードしてほしいと思いますけども、公的に防災士がですね、講師となって、指導をしてほしいというように、私は思いますけども。それについて、当村の考えについてお聞きしたいと思います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 自主防災組織の訓練での防災士が講師になることについて、というお尋ねかと思います。

自主防災組織の訓練につきましては、村では地区担当職員が各種の調整等を行い、実施していただいております。その際に防災士が講師となり、実施をしていただけるということは、地域の皆様との共助の基礎となるものでもあり、大変意味のあるものだと考えます。これまで自主防災組織の訓練において、防災士の活用に関する問い合わせ等がありませんでしたけども、地域で行う様々な訓練は重要でありますので、今後は区長会でもお話をさせていただいて、そうした広がりが持てるようなものにしていきたいと考えております。以上であります。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) ぜひ現状を打破してですね、防災士の方が組織の中に入っていただき、自主防災組織の配布だけで終わらせるのではなく、机上訓練や自主防災のあり方について防災の充実に力を入れてほしいと思います。ところで防災士は各区には、1人ずつとかおられるんですか。いない区もあるんですかね。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) ちょっと今手元に資料はございませんが、全ての区にいるわけではないと思います。いない区もあります。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 次の質問なんすけども、防災士の資格取得についてお聞きしたいと思います。

個人的に受験する場合は補助金の制度を作ることや、防災士として村内での講師などの指導についての、そういういろいろ何か動きっていうかそういうもの、規約については今何もないと思いますけども、これから今13人が少しずつ増えたりしていくと、そういう規約も必要だと思いますけども、規約の制定についてはどういう具合に考えてるでしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えいたします。防災士の資格取得につきましては、令和2年度から元気づくり支援金を活用した村の事業により、取得をしていただきましたので、取得費用や、申し込み手続き等、村で行いました。今後、村の事業として計画していく場合には同様に行っていくものと考えております。最近では企業の防災対応のため、資格を取得される、というそういう事例もあるようですので、そうしたことも踏まえまして、個人的に資格を取得する、を目指す方がいる場合には、受講費用等の助成ができるよう、また、活動に対する要綱等も必要なものにつきましては、整備について検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) ちょっと再質問したいと思いますけども、防災試験を受験するには2日間の講習とか4万円から6万円、もうちょっと金額がはるんですかね、費用がかかるなどが、書いてありましたけれども、これらの費用について今後も県の元気づくり支援金などを活用して、補助事業としても防災士を増員する、そういうことで目指す、そういういわゆる補助事業として、防災士を増員する考えでいるのでしょうか。また過去に、資格を受けられた方への補助についても同じような方法で行われているのでしょうか、について質問したいと思います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 防災士の資格取得にかかる取得費用等につきましては、今まで元気づくり支援金を活用しておりましたが、仮にそういうものが採択されない、また申し込んで申し込まない場合等いろいろ考えられますが、そういうものがなくても、村として防災士の育成というものが必要であるのであれば、それは村で負担をして、単費でも負担をしていく方がいいというふうに考えております。過去の方というのがちょっとあれなんですが、一応元気づくり支援金を活用して令和2年度、令和4年度に取得をしていただいておりますが、皆さんにつきましては村の方で資格取得費用、それからいろんな申し込み手続き等は行ってきたところであります。以上でございます。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 最後の質問なんですけども、今後について防災士の増員を望むものですが、防災士を増員する必要性は行政の力では限界があり、災害時の地域力が大きな力となります。このことを考えると防災士の資格者はさらに増員が必要と考えます。一般の受験者が少ない場合は、できれば当初言っているように、消防団員であったり、あるいは最近はですね、県議会議員の人とか市会議員の人とか、そういう人たちも防災士の資格を持ってる人もおります。これらのことと今この現役の生坂村の議員の中からも、取得しても良い、との私は意見があるんですけども、それは個人的な見解もありますけども、議員としてもそういうものを受け、地区的リーダーとしてやってほしいとそんなことを思っておりますけども。いわゆる議員を含めての、それについての見解をお聞きしたいと思います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 防災士の増員についてのお尋ねでございますが、先程も申し上げましたとおり、防災士の役割の第一歩は自助であり、自分や家族の身を守るための知識を持ち合わせ、その上で、地域や知人にも広めていくということを考えますと、防災の裾野を広げるということに関しましては、消防団員なども含め防災士を増員することは、防災事業の大きな意味を持つことであると考えます。それが議員であるということであれば、なお地域での期待は大きいのかなというふうに思います。村民の防災士資格の取得に関する村での費用の助成などの事業につきましては、先程来申し上げてますとおり検討をしてまいりたいと思います。以上でございます。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 今年の松本大学の防災士資格の受験申し込みは、4月の終わりから5月初めで終わりとなっておりましたけども、社会人になってですね、実際勉強することはなかなか大変だと思いますが、より多くの人の受験を望むところです。それには受験情報も早めに流していただくことや、防災士資格の必要性を広報でお知らせすることも大事であると思います。ある程度のニーズになったところで、また防災士同士のスキルアップも考える上で、防災士協議会の規約を作ることも今後の課題として検討をお願いしたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長(太田譲君) 換気のため休憩したいと思います。再開は10時45分とします。

休憩 午前 10時30分

再開 午前 10時45分

○議長(太田譲君) 再開します。引き続き一般質問を行います。次に、1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。通告に基づき、一般質問を行います。

生坂村は、4月28日に環境省の第3回脱炭素先行地域に採択されました。小さな村にとって、とても大きな出来事で、国から48億円の補助金がおりることになり、村ではこれから60億円規模の脱炭素に関わる事業を行っていきます。村の年間予算のおよそ3倍を使う事業であり、ぜひこれが村の皆さん的生活の利便性を高め、利益に繋がり、環境にも良いものになることを切に願っております。今回は、この脱炭素事業の中からいくつか質問をいたします。

まず初めに、来月7月中に設立される地域エネルギー会社についてお聞きします。この会社は、60億円規模の事業のうち、30億円を使う事業を行います。主には、太陽光パネルを民家の屋根に載せたり、遊休地に並べたりして発電をし、その電力を供給していきます。今まで電気料金として、村から出て行ってしまっていたお金を、地域エネルギー会社が回収できるようにするも

のです。太陽光パネルは、長期にわたって使うことが前提になっています。今度設立される地域エネルギー会社も、長く続くことを考えて設立されるものだと思います。

そこでお伺いします。この会社を経営していく上で、事業の見通しはいかがでしょうか。かなりの利益が見込めそうでしょうか。または、赤字になりそうでしょうか。総務課長、お答えください。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 1番 島議員の、設立される地域電力会社の経営見通しについて、お答えをいたします。

今回、環境省に提出をいたしました提案書では、設備投資のために要する資金調達のため、借入による返済を、事業ごと地域エネルギー会社が太陽光発電施設を担う第三者所有モデル、いわゆるPPA事業では15.4年、電気の地産地消ともいえるマイクログリッドで19.5年、木質ペレットで17.7年後には、投資回収が可能となる見込みでの利益試算をしており、持続可能な経営を前提に事業を進めていくことを見通しとしております。そして本年度におきましては、提案内容をベースに、令和6年度からの事業の本格着手に向け、更なる内容の検証を行いまして、実際の設置数や設備に要する費用、また事業課題の洗い出し、対策等の対応を踏まえた上で、事業収支を改めて計算して、確実性のある根拠に基づいた事業を進めていくように計画をしているところでございます。以上でございます。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 大きな利益が出るか、赤字になるかはわからないけれども、確実に長く続けられるようにしていく計画だと理解してよろしいでしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えをいたします。先程も申し上げましたとおり、持続可能な事業を進めていくということが前提でございまして、また料金等につきましては、村民の皆様の負担が増えることのない、現在よりは増えない、ということが必要かと思いますので、そういうことも含めて、赤字にならないように料金設定はしていくということでございます。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 既に発電をしているいくつかの地域エネルギー会社の方々に、話を伺いました。電力会社経営は甘いものではない、というお答えが多く、債務超過に陥り現在再建中、とか債務超過を2年かけて解消した、3年間苦難の時代があり累積赤字を解消中、などのお話を聞きました。電源確保の見通しが立っているのなら、会社経営はうまくいくのではないか、というお話もいただきました。とはいっても大きな30億円規模の事業の計画ですので、赤字になったりすると不安になります。地域エネルギー会社の発起人に入っている企業の一つは、地域エネルギー会社設立などの経験が多いと思うんですけれども、そちらから何かアドバイスなどいただけるようなことはあるのでしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 現在もこれまで計画を策定する上で、委託をしてきた業者さんにもいろいろなそういった細かい点につきましても、アドバイスをいただいた上の計画策定で、今後もそうしたことですすめていくということでございます。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) それでは、持続可能な経営ということで赤字にならないような経営がされるということで、質問の答えをいただきましたので、次の質問に移ります。地域電力会社についての住民への説明についてです。

全体が1100万円規模の出資金の地域エネルギー会社設立においては、村は一般財源から600万円を出資することが、5月12日の臨時議会で賛成多数で可決されました。村のお金を使うので、村民に説明承認を受けるべきだったのではないかでしょうか。電力会社に関わる発起人も、村からは事業がうまくいかなくなるかもしれない、情報が錯綜すると村民が混乱する、発起人がそろい定款がしっかりできてから説明する、とのことで、公開されませんでした。第3セクターとして、これは公平性に欠けるのではないかでしょうか。村長お願ひいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、1番 島議員の質問にお答えをいたします。

地域電力会社についての住民への説明ということでございますが、会社に関する説明につきましては、5月末で発起人が決定し、定款も原案が整いましたので、6月8日の議会全員協議会におきまして、あらためて地域エネルギー会社の説明に至ったところでございます。これまで事業や実施体制としての地域エネルギー会社に関しましては、3月定例議会の他、村民の皆さんには、区長会議、ゼロカーボンフォーラム、ゼロカーボン文化講演会、また各区の総会や広報いきさかを通じてお示しをさせていただいているところでございますが、村政懇談会でのご意見でも事業への村民の皆さんの理解度は、まだ低いというご意見もいただいているところでございます。その点に関しましては、議会でお認めをいただきましたら、各区で説明会を開催し、事業の必要性を改めてご理解いただけるよう進めるとともに、6月8日の議会全員協議会でご説明をしました地域エネルギー会社の内容を含め、説明を行ってまいりたいと考えております。

なお、会社の内容に関しましての住民説明の前提の上で、出資金の予算、その金額の承認に関しましては、議会は憲法第93条第1項の「議事機関」として置かれる。地方自治法において、都道府県・市区町村等の団体の別、またはその団体の規模を問わず、一つの制度として定めている。議会は、地方公共団体の意思を決定する機能および執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長、執行機関と相互に牽制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期することとされており、地方公共団体の意思決定機関である議会での承認にかかることが適切であると考えているところでございます。以上答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 村長言われましたとおり、5月12日のあの臨時議会で議会では、この一般財源から600万円を出資するということを賛成多数で可決したわけです。5月12日の臨時議会で、この地域エネルギー会社の説明を受けたとき、その時点でまだ設立していない会社も発起人として定款案に名を連ねていました。100万円の出資金で30億円の事業ができるということはな

なかなかありません。大きな額の補助金が出る事業には、いろいろな会社が補助金目当てに集まつてくるということが、他の自治体などであるのではないかと思います。

村として、どうしてその会社を発起人に入れたのか、村民が株主として中に入らなくても、本当に村民益が守られるのか説明していく責任があると思います。それは村の皆さんに説明をされるのでしょうか。また、入札で事業者を決めるのですが、村民の中には、結局発起人に名を連ねている会社が全ての事業を請け負うのではないか、と思っていらっしゃる方も、少なからずいらっしゃいます。その点についてはどうお考えでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 5月4日可決をしていただきましたが、そのときは概略の案の定款案でございました。そのときに1社、(設立)できてなかつたのかな、できていなかつた概略の案でございまして、お示しをしろという議員の意見によって、そこまでできてたものを出しただけで、確実なものではございませんでした。確実なものは6月8日、ある程度お示しをして、7月の上旬に会社を設立したいと考えております。その会社の名前の皆さんのが、今回の事業をするわけではなく、村内の業者の皆さんになるべく多くの仕事をしていただくということは前々から言っております。そこは、島議員、しっかり認識を持っていただきたいと思います。

その他にも、ちゃんといろいろな経済効果を村中に広げていきたいということで、村も一生懸命考えております。そういうことで7月以降、住民説明会をして、村民の皆さんにご理解とご協力をいただきたいと取り組んでまいります。以上でございます。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 村内の業者がなるべく入るということで、村内の皆さんにもいろいろな何か経済効果があるのではないかというふうに思います。その辺のところも、今度の説明会で村民の皆さんにしっかり説明をされるといいと思います。

あと、村民の中には、事業を行う業者の言いなりに物事がどんどん進んでいってしまい、補助金などがみんな持っていくかになってしまうのではないか、などと心配されている方がいらっしゃいます。今年度は調査・計画・設計などでまだ何も立ちません。それでも、今回6月定例会に上がっている補正予算案で、脱炭素関連のものは1億1933万3000円あります。そのうちの9308万2000円は補助金です。

例えば、生坂ダムの維持放流水を活用した小水力発電100kWhの新設のための協議・設備・設計で3000万円、雲根の「創造の森」ZEB基準を満たした施設の建設設計画・設計に500万円、効果促進事業、これは脱炭素の普及啓発のためのスポーツイベントや、赤とんぼフェスティバルを通じた効果促進事業なのに1000万円、事業PR経費、ウェブサイト発信、サポート内部経費で1500万円が案として計上されています。

私には、この金額の妥当性については、残念ながらまだわかりません。個人的にはそんなに必要なのか、と思います。明日の委員会審議で、詳しい説明があると聞いています。21日には、私達議会側はこの補正予算案の採決を行わなければなりません。行政側では、この金額の妥当性について、どのように検証されたのか教えてください。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) すいません。私の方からお答えさせてよろしいでしょうか。実務的な話になりますので、その各委託料の内容について説明をさせていただきたいと思います。今回島議員おっしゃられたように、この補正予算で計上してあるものについては、明日の総務建経の委員会の中でしっかりと説明をさせていただきたいと思います。村としてのその内容の検証につきましては、明日説明をしっかりとさせていただきますが、この基準については国土交通省の設計指針がございまして、その中で見積もりの基礎データを示してございます。ですので、今回の設計委託料については環境省の事業の申請時からもすすめておりまして、環境省の承認も得ていただいておりますし、詳しい委託料の細部につきましては、先程申し上げた、国土交通省の指針によって算定をしてあるものでございますので、それは私ども確認をしておる次第でございます。以上答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 行政側がしっかりと妥当性を確認し、業者の言うなりの予算案ではないことがわかり、安心いたしました。

先程村長から、今会議の後、各区で説明をするというお話がありました。行政側が各区に出向いて説明をするときに、その日に資料をもらって、その日に説明をされるのは困る、という声を多く聞きます。資料は必ず説明会の例えは1週間前とか、事前にもらって、村の皆さんに資料を読み込み、理解して、聞きたいことをそれぞれ持って説明会に臨みたい、と言われます。資料は事前に配っていただけますでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) そういう意見、お聞きしておりますので、25日が確か日曜日ですので、今月23日の全戸配布で、生坂村脱炭素ロードマップも一緒に事業のわかりやすいような資料を今ご用意しております。全戸配布に合わせて全戸にお配りをしたいと考えております。以上です。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) はい23日ということで、すぐ配っていただけるようですので、事前に皆さんのがよく読み込んで理解して説明会に参加されることと思います。

それでは、次の質問に移ります。電力会社の借入を行う際の債務保証についてです。今回の脱炭素先行地域の事業は、全体で60億円規模、その半分30億円の事業を地域エネルギー会社が担います。補助金は全体で48億円、半分を電力会社に充てるとすると、24億円です。30億引く24億の6億円を銀行から借りることになります。返済は村としてではなく、エネルギー会社ですると説明を受けました。融資を受ける際に、村として債務保証をしなくても借りることはできるのでしょうか。総務課長お願ひいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 電力会社の借り入れの際の債務保証についてのお尋ねでございます。

地域エネルギー会社で実施する事業につきましては、補助金に加え不足する資金は、電力会社自体での借り入れによる資金調達することを予定しております。これまで一般の融資では、債務保証が原則でしたが、現在、金融庁のガイドラインでは、債務保証を取らない指導がなされているところでございます。金融機関との調整も行いまして、今後の融資における事業内容等の詳細を聞いて判断する、というご回答をいただいておりますので、債務保証の設定は、金融機関の判断となり、今後の手続きや協議により決定されていくこととなります。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ということは今後の協議や手続きで、金融機関の判断によっては、村が債務保証をしてお金を借りることになるかもしれないということだと思うんですけれども、もし債務保証をしてお金を借り、地域エネルギー会社の万が一経営が悪化して、村が返済を万が一しなければならなくなつた場合のことは、考えていらっしゃいますでしょうか。近年、自然災害が激甚化しております。台風でパネルが飛ばされる、大雨による土砂崩れでパネルが流される、または、巨大地震が来て、多くのパネルが壊れてしまう、などということも、もしかしたらあるかもしれません。大きな災害などでパネルを大部分交換しなければならなくなつた場合など、シミュレーションをされていらっしゃるかどうかお答えいただきたいです。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。災害等による施設の損害につきましては、役場もそうなんですが、それぞれ保険に入っておりまして、それで対応するということが前提かと思います。その上で、村が債務保証するのかということでございますが、施設がございますので、そういうものも担保になるかと思いますので、そういうことも含めてまた、金融機関との協議は進めて、村がそういう保証しないような、といった方向で手続きを進めていきたいと思います。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） はい。いろいろなやっぱり対策とか担保とかがあって、村民益っていうのが守られるように村の方でも対応してくださると思うんですけれども、他の自治体では第3セクターなどの損失を、自治体の税金で補填しないという条例を設けているところがあります。村の皆さんの税金を守るために、そのような条例をつくるお考えはありますでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 現時点ではその考えはございません。以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 今の世の中何が起こるかわからないので、村の皆さんの税金を守るためにこのような条例などもぜひ検討していただければと思います。それでは次の質問に移ります。村の採算部門への利益補填についてです。

他の自治体では、地域エネルギー会社を単に電力を供給することが目的ではなく、地域の課題解決に向けた一つのツール、方策となるものと考えているところがあります。電力供給事業の利益で、他の不採算部門の行政サービス等を補っているそうです。例えば社協の経営は赤字になっていますが、生坂村も不採算部門の経営を地域エネルギー会社の利益で補うことを考えていらっしゃいますか。村長、お願ひいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 1番 島議員の質問にお答えをいたします。村の不採算部門への利益補填についてということでございますが、ご指摘のとおり全国においても、地域エネルギー会社の事業事例では、エネルギー関連の事業のみならず、その他のサービス事業として高齢者支援、ふるさと納税業務、宅配、レストラン等多様なサービスを展開している事例もございます。村のエネルギー会社についても、地域にとって必要なサービスや役割を行うことは将来的に大きな地域貢献に繋がる可能性が期待されていると思います。

一方で、サービスの多角展開により経営難に陥ったケースや、地域外への過剰サービスの指摘事案等もありますので、当村の地域エネルギー会社では、まずは地域のエネルギーに関する業務を基本とした投資回収を進め、運営状況による余剰度合いに応じて、将来的な会社のサービス展開やその他の方策については、慎重に検討していくこととしたいと考えております。以上答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 何か新しい事業を行うのではなくて、村の不採算部門への赤字補填が地域エネルギー会社の利益から行えるか、という意味で伺いました。もちろん、村の皆さんためになる新しい事業も起こせたら、それはそれで素晴らしいことです。会社が順調に利益を伸ばし、村の問題解決の助けになってくれたらと思います。

ドイツでは、シュタットベルケという自治体主体の会社が、約1,100あると言われ、そのうち800のシュタットベルケでは、電力供給事業を展開しており、その利益で他の不採算部門の行政サービス等を補っているそうです。お話を伺った地域エネルギー会社でも、日本版シュタットベルケを目指しているという自治体がいくつかありました。ただ近年、電力会社経営が難しく、地域の問題解決まではなかなか手が回っていない、というお話をされました。

次の質問に移ります。マイクログリッド事業など、村が直接実施する事業の補助残の対応についてです。村が行うマイクログリッドなどの事業規模は30億円、脱炭素先行地域の補助金48億円の半分を充てたとして、24億円、残り6億円は過疎債を充てると説明を受けました。過疎債は70%が地方交付税で補填されますが、残り30%の1億8000万円のお金はどこから來るのでしょうか。総務課長お願ひいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) マイクログリッド事業のうちの村が実施する事業の補助残の対応について、というお尋ねであります。

事業収支につきましては、今年度詳細な計画をしていく上で改めてお示しをする予定でございますが、ご質問の事業費、これ当初の計画から例を挙げていただいたかと思いますが、これを例に挙げ申し上げますと、村の事業費30億円のうち24億円は環境省の補助金、6億円につきまして

は事業債過疎債を見込んでおります。借り入れ後は交付税措置により、償還費用の7割が国から措置されることを見込んでおりますので、村の実質負担は補助金、過疎債の交付税措置を除いた3割相当分の1億8000万円となることでございます。この村の3割相当分、1億8000万円につきましては、エネルギー会社自体の事業の借入分と合わせて、先程申し上げた投資回収15年程度での会社運営での設備利用料金収入による投資回収の内数として見込んでおり、エネルギー会社からの村への回収分として支払えるように試算をしております。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 地域エネルギー会社の経営に、いろいろなことがかかる計画なのだということがわかりました。今定例会で、地方債補正変更、過疎債の限度額を上げる案が出されています。来年度から事業が着工されると、さらに大きなお金が動くようになると思います。来年度以降、さらに過疎債の上限が上げられる可能性はありますでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。起債の限度額を予算書に今回ですと第2表としてつけてございますが、これにつきましては毎年度の事業実施に伴います借入に、必要な起債額の限度額を設定し予算書として添付をしているものでございます。起債の限度額につきましては、まず国で地方財政計画というものがございまして、その中で、過疎債全体の計画がございまして、その範囲内で、それが長野県に下りてきて、各過疎地への配分がされるということで、仮に生坂村が5億欲しいと言っても、それが全て生坂村に許可される認められるものではございません。生坂村に見合った過疎債、起債というものが、配分あるいは認められますので、そういったことで、村の他の事業とも併せて、今後の償還等も考慮した上で、いろいろな起債を計画してまいりますので、過疎債が特に増えるとか、その他の起債も含めて、大きな限度額設定をするとか、そういったことが現在では考えておりません。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 大きくその限度額が変わることがない、ということでした。来年度から着工が始まると大きなやっぱりお金が動くようになって、過疎債とかその他の起債なんかも脱炭素の方の事業に、もしかしたら多く充てられることになるのかな、というようなことも思うのですけれども、そういうふうに脱炭素の方ばかりに、そういう有利な起債が動いてしまって、他にも道路とか他に必要な起債が使えなくなる、というようなことはないでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。先程答弁を申し上げましたとおり、30億円、6年度から5年間でかかるといううちの6億円について、過疎債を村の起債を予定をしているということでありますので、ならしますと、1億円、毎年1億円程度の起債の発行になるかと思います。そうしたことによりまして、現在でも過疎債2億円とか2億円程度ということでございますので、まだその半分程度は他の事業にも使えるということでございます。

今回のこの脱炭素の事業につきましては、地域課題を解消するといったこともございますので、この事業の中で、地域の課題も一緒に解決するような事業を取り組んでいければ、その1億

円、今回のこの3条件のうちの過疎債の6億円の中に含めていけば1億円も有意義に使えるのではないかというふうに考えております。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） はい。他の事業でも使えるということで安心いたしました。次の質問に移ります。住民意見の取り入れ方についてです。

私は選挙のときに、村民の皆さんとの多様なご意見を聞きに行き、誰もが意見を言える仕組みを作ることをお約束しました。今回の脱炭素事業は、事業規模が大きく、地域エネルギー会社は、20年、30年と長く続していくものであると考えます。脱炭素先行地域の補助事業は、5年で終わらせなければならないので、行政側としては時間がないとの思いがあるかもしれません。しかし、この事業を進めるにあたっては、地域住民の理解と協力が不可欠です。

6月の議会が終わってから、行政が各区に出向いて、皆さんに丁寧な説明をし、ご意見を伺うと説明を受けました。皆さんから様々なご意見が出ると思われます。住民の意見を受けて、それを採択するかしないかは、どこでどなたが判断されるのか。また、その判断の基準となるものは何かお答えいただきたいです。村長、お願ひいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、脱炭素先行地域づくり事業の住民説明会時の意見を取り入れる基準についてということでございますが、今後計画しています住民説明会でいただいたご意見の内容につきまして、判断していきますが、今回、環境省に提案しました事業を基本路線として、令和5年度は事業を設計してまいります。提案内容につきましては本年度の事業検証に基づいて、一部変更や見直しは可能でありますので、ご意見の内容により、ゼロカーボン推進プロジェクト会議で検討をいたします。またご意見やご提案いただきました内容に対する採用の判断は、交付金要件の範囲内で、環境省と相談の上、最終判断を行うように考えております。

なお、脱炭素先行地域づくり事業では、地域内の民生部門のCO2削減の実質ゼロを目指すことを主とした要件としておりますが、本交付金事業での採用に限らず、村では2月に策定しました脱炭素ロードマップに基づいて、地域エネルギー会社を中心に、2050年に向けて産業部門や運輸部門など各分野で、この事業期間の最終年の2028年以降も脱炭素の歩みを進めていきますので、いただいたご意見について参考として事業施策を検討してまいります。

ここで議長、反問権行使したいんですが、よろしいでしょうか。この件に関して。

○議長（太田譲君） この件に関して。

○村長（藤澤泰彦君） はい。

○議長（太田譲君） はい。

○村長（藤澤泰彦君） 一昨日このチラシが入っておりました。このチラシはゼロカーボン推進会議の公募に関して、島議員が後日推進会議を傍聴しましたが、それが検討されることはありませんでした、と記載されています。傍聴したときに、島議員が傍聴席からこの件に関して発言をしておりますよね。発言して、私はこの事業は基本がゼロカーボンに向けての実施することであって、7月に住民説明会を開催しますし、村民の皆さんのご意見ご要望は反映することを協議すると言いました。それから当プロジェクト会議に村民の負託を受けた議員各位も出席をしていますので、そちらの方からご意見を伺いたいと、だから公募については議員各位に聞きましたら、

公募しないことに決まりましたよね。ちゃんと協議をしてますよね。このプロジェクト会議で。それについて、答弁をお願いします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） そのときには、私は傍聴はさせていただいていて、最後のときに5月の12日に協議をしてくださるというふうに、副村長さんが答弁してくださったので、そのことを伺って、そこでは協議はされはしなかったのでそのように書きました。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それは見解の相違だと思います。正副議長は、東京で全国正副議長会議に出席してましたんで、代わりに字引議員がいらっしゃいました。こちら執行側全員出席をして、その協議はしました。全員そう言ってますよ。それは今言ったように公募をどうしましょうかって私問い合わせました、議員各位に。そしたら今の内容でいや公募は必要ない、説明会を開くし、議員の正副議長もこの会議に出席してますからいい、ということで、皆さん公募をしなくていいという意見でまとまりました。これは検討してますよ。この文章は間違います。

それにプラス、この最初に書いてありますね。「4月に行われた生坂村議会議員補欠選挙で当選することができました。ありがとうございます。」これは公職選挙法の第178条選挙期日後の挨拶行為の制限に抵触しています。これをどう考えますか。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） はい。討論っていうか、協議があったというのは、そのゼロカーボン推進会議の中のことですか。5月23日のことでしょうか。あと公職選挙法に関しては選挙から1ヶ月以上も経過しているので、大丈夫と思った私の無知だったので、それは、はい、すいません。知りませんでした。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 5月23日のゼロカーボン推進会議では、ちゃんと協議をしたんですね、そのときに傍聴されて、あなたは録音されてますよね。そこに私が今まで言った話は録音されてますよ。今度ちょっと聞いてみてください。それおかしいですよ。みんな一緒にいて、字引議員だって今うなずいてますよ。検討したって。私言ったことに。どうしてこういう嘘を書くんですか、これは虚偽ですよ。気をつけてくださいよ。村民が信用するじゃないですか。

それと、公職選挙法を知らなかったって、村会議員であるものが、すいませんでした、じゃ済まないと思いますよ。もっとしっかりいろいろなことを勉強してですね、一般質問をしていただきたいし、こういう文章を配布していただきたいと思います。以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 5月23日の脱炭素プロジェクト委員会については、もう一度、私も録音を確認いたします。またこれから勉強させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 質問を続けてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

先程の住民意見の取り入れ方について村長さんに答弁していただきました。太陽光パネルが本当に環境に優しいのか、疑問に思っていらっしゃる方もいらっしゃいます。ぜひ、皆さんのお意見も聞いていただき、村の皆さんにとってより良い方法で、事業ができればと思います。

次の質問に移ります。「創造の森」事業への村の関わり方についてです。

脱炭素先行地域に採択されてからの村長コメントで、いくさか「創造の森」プロジェクトも推進します、とあり、村づくり計画にも、いくさか「創造の森」事業周辺環境整備や、オフグリッドハウスの整備計画等に取り組む、と書いてあります。この「創造の森」事業を最初に企画した元地域おこし協力隊の方によると、脱炭素先行地域の補助金は、オフグリッドハウスなどには下りず、建設運営はその元協力隊の方がお仲間と作った会社で行う、とのことでした。この会社は村の地域電力会社にも出資者として入っています。村が今後「創造の森」事業とどのように関わっていくのか、お答えいただきたいです。村長お願いします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは「創造の森」事業への村の関わり方について、ということでございますが、いくさか「創造の森」プロジェクトでは脱炭素事業をテーマに、元気づくり支援金を活用したイベント事業、また、脱炭素先行地域づくり交付金を活用したオフグリッドハウスの建設を村の事業として実施すること、しております。しかしながら、オフグリッドハウス施設の周辺の遊休地の利活用や接続する道路が狭いことなど、財源手法を含めた「創造の森」の一体的な整備を計画していく必要がございます。また、村としては、脱炭素だけではなく、有機農業の実践や大好き隊の活動フィールド、地域のよりどころ等としても、将来的な「創造の森」全体像を視野に入れていますので、そのための運営方法や企画設計について検討をしているところでございます。

質問いただいた会社につきましては、村内で起業し、地域や村の企画プロデュースを通じて地域貢献を目指す企業であると説明を受けております。村内企業として、会社への運営委託については、手法の1つであると考えますが、運営方法や会社の関わり方に関しましては、今後事業全体の企画設計に基づいて、検討していくように考えております。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 5月23日のゼロカーボン推進プロジェクト会議を傍聴したときに、その元大好き隊の方に会い、先程のことを聞きました。それから6月5日の通告期限までにこの質問書を提出し、その後行政側から補助金が出るので、村でオフグリッドハウスを建設すると聞きました。それを元大好き隊の方に伝えたら、補助金が出るのを知らなかった、とお返事いただきました。現役の大好き隊の方も、私が話を聞いた中では、村が建設するとは思っていらっしゃいませんでした。心配になったのは、このオフグリッドハウスがどんなことに使われる建物になるのか、建てた後に、維持管理をどうしていくのか、という事業計画が全く無い点です。以前、広報いくさかに建設されるオフグリッドハウスは、1日2組限定のスペシャルなホテルになる、レストランをする、ラボも作る、など書いてありましたが、何に使うかは、地域の皆さんにこれから伺って決めるとの説明を、6月8日の全員協議会で受けました。

一時的にお金が入ったから、何かを建設して、後に維持管理ができなくなって、その自治体の負の遺産になるという事例はたくさんあります。土地の整備に補助金が出ないということも心配です。これまで、いくさか大好き隊の方々が木を切ったり、草を刈ったりされてきたと思います。「創造の森」においては、建物を建てるだけではなく、先ほど村長の話にあったとおり、一体的な整備が必要になってくるかと思います。財源手法も含めて計画を立てていくのですが、補助金が出ない、これらの土地整備事業は、大体いくらかかかると予想されるのか、または、これから検討されるのか、お答えいただきたいです。

また、これからも土地の整備作業をいくさか大好き隊の方々がされるのでしょうか。こちらもお答えいただきたいです。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） はい。この件につきましても実務的な件が含みますので、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

まずオフグリッドハウス周辺の整備についてであります。今の現在私どもの計画では、1ヘクタールをめどにした農地を今のところ考えております。この農地、今までありますと荒れでましたり、これから計画に支障があるな、というふうに感じておりますので、今現在、農林水産省の方の事業が採択できるかどうか、検討している次第でございます。それについてある程度めどがつきましたら、また皆様方にも相談をさせていただきたいなと思いますけども、今現在農水省との間で調整中でございますので、今の答弁は控えさせていただきます。

そしてあと、大好き隊の関わり方なんですけども、大好き隊につきましても、今現在も農地を耕起したりとか、支障木を切ったりしていただいております。そして、これからも地の野菜とかも作付けも考えておりますので、この事業をこれから継続展開する中で、大好き隊員の意向も確認して大好き隊員も任期ございますので、大好き隊員に将来何をしていくかというような自分の意向もあります。そういうものをしっかりと確認をさせていただいて、今後の事業展開に生かしていきたいと思います。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 大好き隊員の意向もしっかりと確認されるということで、引き続きいろいろな形で大好き隊の方も関わっていかれるのかなということも思います。

ちょっと話はそれるんですけども先月、5月7日の大雨の後、小立野では内水氾濫が起こり、消防団の方が出動されました。他の地域でも、法面が崩れるなどの被害が起きました。北の方では区長さん、副区長さんがお1人で被害の確認をしたり、側溝に詰まった木の葉や枝などを掃除したりしていらっしゃいました。以前、一般質問で限界集落について質問された方もいらっしゃいました。何が言いたいかといいますと、人口減少や高齢化で困っている地域の方々がたくさんいらっしゃるのかなとということです。大好き隊の皆さんには区長さんから草刈りなどの要請があれば、それぞれお手伝いに行かれていると思います。広報いくさかに大好き隊の方のそれぞれの担当の区が載っていました。大好き隊の方はそれぞれ業務がおりかとは思います。それに皆さんが雲根の事業に張り付いているわけではないということは、重々承知しております。ただ例えば大雨の後など、担当区の区長さんと連絡を取り合って一緒に被害の確認などをしていただいたり、同じく担当区の区長さんと定期的に連絡を取り合って、困っていることがあつたら率先して助けていただいたりしたら、地域の方はとても助かるのではないか、そんなふうに思いました。

今回、脱炭素先行事業地域の事業は二酸化炭素を削減し、地球規模の温暖化を回避するという大きな目標を持ったものであります。しかしながら、この事業が今本当に村が一番にしなければならないことなのかと、疑問を持っている村民の方もいらっしゃいます。皆さんの疑問や不安をぜひ聞いていただき、行政側はそれに応えていただき、この事業が村の皆さんのためになるよう願って私の質問を終わります。

○議長（太田譲君） ここで、まもなく12時を迎えますので、お昼の休憩に入りたいと思います。再開は13時とします。

休憩 午前 11時42分

再開 午前 13時00分

○議長（太田譲君） 再開します。引き続き一般質問を行います。次に3番 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 3番 藤澤幸恵です。通告に基づき、一般質問いたします。今回は村の各種行事、イベントの開催についてと村民参加の村づくり、また人口減少、移住対策についての3点の質問をしたいと思います。

初めに、村の行事、イベント開催の考えについて質問いたします。コロナの5類移行に伴い、村の各種行事が通常に開催されていくことが考えられます。これまでに村民運動会の開催、村政懇談会、ゴミゼロ運動、花ざかり事業、小学校運動会、ゲートボール大会と立て込んだ日程となり、行事が行われました。人口減少、高齢化の中で、各地区の役員の負担、また運営側の負担が大きくなっていると感じます。また、4年ぶりに開催されるであろう赤とんぼフェスティバルについても、住民参加者が楽しめる行事となっているか、見直しが必要と考えますが、どのようにお考えになるかまず最初の質問といたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 3番 藤澤議員へのご質問についてお答えをいたします。赤とんぼフェスティバルの、住民参加者が楽しめる行事となっているか、見通しについてというご質問でございます。

藤澤議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、本年度はこれまで中止されていたイベントが再開され始めているなか、赤とんぼフェスティバルにおきましても、開催が期待されているところです。赤とんぼフェスティバルは、令和元年度の実施以降、3年間にわたり開催を見送ってまいりましたが、今年度の開催の可否につきましても、実行委員・区長合同会議により皆さんのお声をお聞きしながら、最終的に決定することとしております。藤澤議員の「住民参加者が楽しめる行事となっているか、見直しが必要では」とのご質問ですが、3月定例会の平田議員からの一般質問におきまして、「内容としましては、保育園児や小中学生、村民、地域の団体・企業が一堂に会す貴重な機会として、ステージ発表、ブース出店、花火など、

これまでと大きく変えず実施したい」、また、「今後の新型コロナウイルス感染症の動向により、若干の制限や見直しも考えられ、詳細については、赤とんぼフェスティバル実行委員・区長合同会議により協議したい」とお答えをしたところでございます。今年度、赤とんぼフェスティバル開催の運びとなりましたら、令和2年度以降4年ぶりの開催となります。

藤澤議員ご指摘のとおり、久しぶりの開催を心待ちにされる反面、参加される村民の皆さんのご負担も再び発生しますので、過度な負担とならないよう、赤とんぼフェスティバル実行委員・区長合同会議により、参画する皆様からご意見、ご要望等お聞きしながら、感染対策による制限や見直しも含めて検討しまして、参加される村民の皆さん、誰もが楽しんでいただけるイベントとなるよう努めてまいりたいと考えます。答弁は以上です。

○3番（藤澤幸恵君）議長。

○議長（太田譲君）藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君）今回の質問なんですけれども、3点ちょっと共通する事項等ございますので、続けて次の質問にずれさせていただきます。

人口減少と高齢化が進む中において、地域を持続的に維持継承していくためには、地域と行政との協働が重要になってくると考えます。こうした観点において、生坂村の現状を把握するとともに、今後、行政がどのように持続的な地域の仕組みづくりや、人づくりに関わっていくのかということで、まず人口減少地域の高齢化に伴い、各地区団体が運営を行うにあたり、抱える現状の課題についての認識を、質問させてください。

○副村長（牛越宏通君）議長。

○議長（太田譲君）副村長。

○副村長（牛越宏通君）それでは、3番 藤澤議員の人口減少地域の高齢化に伴い、各地区団体が運営を行うに当たり、抱える現状の課題についてお答えをいたします。

現在の各区の世帯数および人口は、小立野区が49戸人口111人で65歳以上の高齢化率55.0%、下生野区が123世帯人口318人で高齢化率43.4%、上生坂区が210戸人口523人で高齢化率37.3%、下生坂区76戸人口180人で高齢化率50.6%、日岐区が72戸人口165人で高齢化率32.1%、草尾区が61世帯121人で高齢化率52.9%、昭津区が14世帯人口27人で高齢化率59.3%、大日向区が47世帯119人で高齢化率37.0%、宇留賀区が54世帯人口99人で高齢化率52.5%、古坂区が10世帯人口19人で高齢化率73.7%となっております。

このような状況の中、人口が少なく、高齢化率が高い区が2区あり、この二つの区では区長等の役員のなり手が少なくなっていて、同じ方が役員を続けて行っているような状況であります。また、この区以外でも前回の区長会議の中で役職を減らすように意見が出ましたが、区長会議でそれぞれの区の実情で、役割、役職の内容により兼務していたり、役職を減らしていくように協議をしてまいりました。また、極端に世帯数や人口が減少している区については、合併することができないか、過去に協議した経緯がありますが、そのときは合併に難色を示し、実現できておりません。しかし、極端に人口が減っている区については、区の状況および区民の意向を確認し、今後の方向性について検討しなければいけないと考えております。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君）議長。

○議長（太田譲君）藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君）はい。そういった高齢化、人口減少高齢化の中で地域の人材育成として昨年度開催されました「生坂未来スクール」がありましたが、そちらの効果はあったのかどうか、また今年度は新たな計画はあるのか質問いたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 3番 藤澤議員の昨年度行った「生坂未来スクール」の効果および今年度の計画は、についてのご質問でございます。

以前実施いたしました「いくさか大好き塾」では、地区からの選出依頼を通じて参加をお願いしての開催としておりましたが、昨年、令和4年度の「未来スクール」では、様々な講師を通じて、興味を持っていただける内容の講座を企画し、募集形態での参加を募ったところ、若い世代を含め、多くの方に自身での申し込みをしていただき、開催することができました。

参加実績といたしましては、第1回が11名、第2回が14名、第3回が9名、第4回が13名ということで、4回の開催で、延べ47名の皆様にご参加をいただいております。講座を通じて新たな企画も多数ご提案をいただきましたが、事業化に関しては様々な課題も含んでおり、一定の検討期間を必要としますが、地域を考えていただくという、そういうきっかけに繋がったものと考えております。

本年度の「未来スクール」計画といたしましては、脱炭素先行地域づくり事業の採択に伴い、「村内林業の構築に向けた人材育成」をテーマとして、講座を企画していく予定としております。講座では、脱炭素事業の共同提案者である山仕事創造舎の協力をいただきながら村の山林や森林整備に関心がある方を募り、地域の森林の現状や将来的な山の活用、あり方等を学ぶ機会を通して、林業に関わっていただける方の育成を、目指していきたいと考えております。答弁は以上でございます。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 次の質問です。

人口減少・移住対策についてはこれまでにも、何度も一般質問に取り上げられてきた課題であります。村では空き家バンク制度、若者定住促進住宅の建設により、移住の方も増えてきていると感じます。令和4年度の村への、昨年度の村への移住の実績を教えていただきたいのとそれから、どんな世代の方が移住されているか教えてください。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） それでは、3番 藤澤議員のご質問にお答えいたします。

移住者につきましては、移住者の全国統一の定義がないため、令和4年度の全体転入者数について報告いたします。全体では、49名の転入者、それからまた空き家バンクを利用して転入された方につきましては5名という状況でございます。世代別では、40代が1人、50代が3人、60代が1人。組数では単身が1組、夫婦等が2組というような状況でございます。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） それでですね、移住してくるときに、住民課等で移住の手続き等、されると思うんですけども、生坂に、よそから来て、生坂で生活する上での何かアドバイス的なものとか、そういったものは行っているのかどうか。ちょっとした住民とのトラブルも耳にした

りもするので、何かそういったような移住の方に対するアドバイスなどは、行っているのかどうか教えてください。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、転入の際にはいろいろな手続きが必要となっております。担当部署ごと様々な手続きがあり、住民課では、印鑑の登録、マイナンバーカード等の住所変更、行事カレンダーをお渡しして、ゴミの出し方や村の補助事業などの説明、後期高齢者医療・児童手当・国民年金に該当される方にはご案内と手続きを行っております。総務課では防災無線・非常用持ち出し袋・ハザードマップの配布・ICNや村営バスについて説明。振興課では、上下水道の開始の手続き、健康福祉課では国民健康保険・福祉医療・介護保険などの手続き、教育委員会では保育園・学校関係の手続き等をそれぞれ行っております。また転入される皆様には、転入先の区長さん、常会長さんを紹介して、お宅に伺っていただき、地域の状況等のお話を聞いていただくようお願いしております。また、地区の行事などへの参加についても、率先して参加していただきたい旨も併せて伝えておるような状況となっております。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） ありがとうございます。今いろいろ、何点か質問をしたんですけども、質問した村の行事イベント開催について人口減少、移住など今まで質問した事項は、全てにおいて密接な関係にあると私は思います。答弁いただいたように一部の区では、もう既に何年か前から少子化などにより役員のなり手や、役職をやる上での負担を訴えているところもあるのが現状です。また高齢化率の低い地区においても、役員のなり手だけではなく、行事やイベント、消防など若い世代の参加が少ない区も見え、数年後にはほとんどの区で同じような声が上がってくることが予測できると思います。そこで何点か再質問をいたします。

まず最初に過去に、区の合併を行う上で難色を示され現実しなかったということですが、現在でも同じような理由で難色を示すような状態なのでしょうか。また、当時難色を示した区からは、役員のなり手について苦慮して困っているという意見は出でていないのでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは区の合併についての現在の状況と、合併協議時の区役員のなり手不足についてお答えをいたします。

合併の協議については、区の中に入人口の減少と高齢化により、自治活動の低下が懸念されている区が出ており、平成26年から区長を集落支援員として委嘱し、共同作業等の集落点検を実施するとともに、集落の現状や問題について話し合いを行ってきました。

当時、合併協議を行った区については、人口減少が進んでいましたが、昔からの地域の内情とか、合併すると公民館等が遠くなってしまうとのことで話が進まなかつたよう記憶をしております。

合併協議を行った区の、現状の役員の状況ですが、令和元年12月に行った区長会議では、同じ方がローテーションをして役員を実施しているとか、区の合併ができなくとも、常会を一つにまとめればというような意見がありました。この対応としては、常会の合併につきましては、区および常会の要望があれば、生坂村区振興条例施行規則を改正すれば対応できますので、区の中で

協議をし、希望がある区は申し出るように依頼を行いました。そのときは依頼を行ったのですが、そのときは特段常会の合併について要望はありませんでした。

しかし、藤澤議員がご指摘のように、近い将来、役員のなり手不足は深刻な問題になると考えますので、引き続き区長会議の席で意見を集約したり、議員各位からの意見をいただき自治活動を維持していく方策を、検討していかなければと考えております。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） ありがとうございます。問い合わせたところ、区からはそういう要望が出てこなかったっていうことなんですかけれども、やはり昔からある地域のことですので、なかなかすぐにっていうのは、村民の方も難しいのかなというふうには思います。ただ、そのやっぱり、将来的なことを考えて、多分、区長とか、そういう大きな役をやってる方は、もう本当に大変だと思うんですね。その方たちが今もう順番で、こうやってくれているのでいいんですが、ただその方たちが抜けると、きっともうその下の世代っていうのが、おそらくいな区だったり常会だったりっていうのが確実に出てくると思います。消防団とかもそうなんですかっていふんだん縮小されてきて、無い部の団もありますし、なんていうか消防とか、そういうことも加味してうまく合併できるようなことを行政側から、こういった区割りはどうですかっていうような提案もしながら、なかなか全員の意見を反映して、やるっていうのは難しいと思うので、行政の方でこういう形で編成をしてみたいと思いますがどうですか、というような提案みたいなものもしてもらえたならわかりやすいんじゃないかな、というふうに思います。

確かに今区長が集落支援員も兼務していただいている、国からの補助金等も支給されて、区長の報酬として支払われてる部分、それから、区の経費、活動資金として渡されてる部分とあるんですけども、やはり大きな区と、常会レベルの、もう本当に人数の少ない区では、だいぶ違いがあると思うんですけど、ただ報酬とか補助金に関しては統一で同じ金額になっているので、その辺も区長の方からは、ちょっと公平性に欠けるのかなって、やっぱ大所帯のところは大変だ、小さいところになると、それなりに何とか小さいレベルでやっていけるけど、大きいところになるとちょっと足りないんじゃないかなというような声も上がってきているようですので、これおそらく、もう大変なところは早く何とかしてほしいっていうのが、本音のところだと思いますので、早急にこちらは対応していただきたいというふうに思いますので、お願ひしたいと思います。

次なんですけれども、移住ですね。移住に関して窓口対応のアドバイスについては、地区行事などの参加へのお願いもしているようですが、当村のような田舎のコミュニティの重要性や課題も説明していただいて、その辺の理解をきちっと求めてもらっているかどうかということと、あと移住をした後のフォローというか、そのまま区長、常会長と紹介されてもなかなか知らない土地に来て、いきなり自分から飛び込んでいくっていうのは、難しいと思うので、そこら辺の移住の方に対するフォローみたいなことは、誰かがというか、窓口があつてされているのかどうかをお聞きしたいのですが。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） それでは、再質問にお答えいたします。

地域コミュニティの課題それから重要性について、私の方から述べさせていただきます。空き家バンクを利用して転入してきた方は、地域コミュニティの課題として、各地区においていろいろな課題があると思いますが、村全体で少子高齢化という状況であることを伝え、常会へ加入し、地区の環境整備や行事に参加していただくようお伝えしております。

また地域コミュニティの重要性につきましては、地域住民の生活を地域で守るという意味合いもありますので、高齢者や子供の安全、災害時等の際には、地域で声を掛け合ったりサポートし合ったりといったことができるなどと、伝えております。以上、答弁といたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 私の方から、移住後のフォローについてお答えをさせていただきます。

空き家バンクを利用した方については、現在、大好き隊員の山田隊員の方でいろいろ相談を受けたり、対応をさせていただいております。しかし、空き家バンクを利用していない方については、こちらの方でも情報等をつかめない内容等がありますので、区長さんの方から何かあったらこちらの方で対応するというようなことを行っております。以上答弁いたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） ありがとうございます。コロナ禍っていうこともあって、いろんな地域の集まりだとかそういうものが、ほとんど行われていなかつたその間に、だいぶ多くの方が、生坂村の中に入ってきたなっていう印象はあるんですけども、やっぱ私達も何かどんな方が入ってきたのかとか、あの人はどこの人なんだろうっていう、自分も思ったり、あとはやっぱり地域の人たちが、あそこの家に電気がつくようになったけど、どうなって、誰が入った、どうなってるんだみたいな、そういうやっぱ元々いる地元の人たちも、ん？ん？ってなっているような状態で、なんていうんですかね、せっかく移住を生坂村を選んで来てくださった方々を、なんか怪しいかなみたいな、そういうなんつう変な先入観で、やっぱり小さい生坂村ですから、そういうた何か感覚でなんかこうなってしまうんですよね。そうするとやっぱり移住してきた方も、何か外に出づらいというか、関わりにくいやつていうかそんな感じがなんか、ここ数年生坂村でそんな雰囲気があるなっていうのを私が何となく感じているんですね。

やっぱり若い世代の方も定住の住宅のところにはもう本当にあつという間に決まって入って、それこそ小さなお子さんたちがいて、保育園も、なんかものすごく賑やかになってきてっていうお話は聞いているんですが、本当に関わりがないので、わからないという状態があるので、これからいろんな行事が再開されていく中で、やっぱり要になるのはその区だったり常会だったりの役員の方が、一番頼りになるのかなというふうに思うので、そういうたたかの集まる会の中で地元の住民の方と、あと新しく入ってきた方たちのちょっと中間に入って、みんなが話ができるっていうような機会をぜひ作っていただくようにしてほしいな、というふうに思います。そうしないとやはり消防とか、そういうことの勧誘に行ってもですね、なかなか地区の現状とか、移住してきた方も村民の顔が見えてこないので、入りづらいっていう原因にもなってくると思いますので、その辺をやってほしいというのが一つです。

それからですね。先ほど一番最初に言った行事ですね、本当にたくさんの行事があって、村民運動会も、どのぐらい人が集まるのかな、というふうに私も思っていたんですが、思ったよりも人が参加していただいて、皆さん久しぶりに顔を見て楽しんでいたのかなという印象を受けました。ただやっぱり少ない高齢の方がいる区の方たちは、もうやつとの思いで、出てきたんだよっていうことで、結構つらそうに出てきてた方も、いらっしゃいました。半日程度で終わるようなそのぐらいの、年齢とかもね考えると、ちょっと過激な競技はできない。いろんな誰でもできるような競技を考えて開催していただいたと思うんですけども、村民の中には、小学校の運動会と一緒にやってくれりやいいのになとか、そういったような声も聞こえたりしてきています。や

やっぱり本当に毎週毎週、行事がちょっと立て込んだんですね。せっかく小学生とかね、そういう人たちも参加していただきたいと思うんですけども、やっぱり今子供たちも週末っていうと結構いろいろ外にスポーツやってる子たちがいたりとかで、なかなか行事が続くと、そっちを優先しなきゃいけなくなって、こっちの村の行事には出られないというようなこともあるので、もしいろんな行事を集約して一緒にできるものは一緒にしてっていうような、以前にも多分小学校と一緒に村民運動会やれないか、というような話があったとは思うんですけども、今後そういったようなことは検討できるのかどうか教えてください

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 行事、イベントのですね、合同開催とかまた例えば開催時期の分散化とかそういう観点でご質問の方いただきました。

教育委員会とか公民館の分館、それから体育協会が主催しております各行事イベントにつきましては、村民の皆様の親睦であるとか、きずなづくり、また体力の向上などを目的にですね、毎年5月や6月それから秋、一部はですね、秋の9月から11月に多く開催をさせていただいているところでございます。開催時期につきましては、夏の暑さでありますとか、冬の寒さ、また農繁期を避けるため春または秋の開催が多くなっており、議員ご指摘のとおりですね、役員や運営側の負担に繋がっているんじゃないかと考えております。こうしたことから行事イベントの内容によっては現在実施しております時期を変更したり、また年間計画を立てる際に、開催時期を調整する余地もあるのではないかと考えます。また各行事イベントの合同開催につきましては、それぞれの行事イベントの性質でありますとか、内容等に基づき、一緒に開催することができるものかどうかを慎重に検討する必要があるかと考えております。

学校の運動会の同日開催でございますが、他の地域では小学校の児童数の減少であるとか、住民運動会の参加者数の確保困難といった課題の解決でありますとか、地域と小学校の絆や地域の皆様の学校に対する理解が深められる機会の提供になることから、こうした学校と住民の運動会を、合同で開催している例もあると聞いております。午前、午後と時間を区切って小学校の運動会と村民運動会を開催することは、できないことではないかとは思いますが、関係者やまた住民の皆さんのご意見などもお聞きしながら、こうした開催ができるかどうか研究してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 前向きな答弁をありがとうございました。私もコロナが5類に移行になった今年の小学校の運動会を、見ていてですね、一般席ではあったんですけど、来賓の方々も大勢お見えになって見ていただいて、子供たちも今までできなかった組体操とか、そういうちょっと接触するような競技も行えるようになって、皆さん、子供たちもマスクを外して大きな声を出しながらできる、本来の運動会の形になったのを見て、とても人数は少なくて、まだ縮小で競技も少ないですけれども、とてもいい運動会だったなというふうに感じました。やはり私達世代は自分の子供がいますので、そういう子供たちの頑張る姿を見て、元気をもらったりとか自分の活力にしていけるんですけども、やはり村に住んでいる高齢の方だと子供がいない世代の方たちは、子供と接する機会とか、そういうものがほとんどないので、おそらくそういうことをすることで、子供の姿を見たり一緒に交流をすることで、本当に村全体が活気が出てくるような気がしますので、実現できたらいいなというふうに思います。

この先、一番村として大きな行事になってくるのは、やはり赤とんぼフェスティバルかと思います。今まで大きく変えずしてみようというような答弁をいただきましたが、本当にちょっと発想変えてですね、各ブース各区で、出店や出品というようなことを考えられてるようすけれども、またそれもちょっと人が少なかつたり、あとは各種団体や企業さん、村内の企業さんですね、やはり人数が少ない中でいろんな団体といろんな企業と人が重複してしまって、なかなか準備だったりとか、人の当日の確保だったりっていうのが、なかなか大変で、出店する側もちょっと大変だという声も聞かれているので、もう本当に、もし可能ならばちょっと発想を変えてブースも、ブースの数だとか、あとはブースのその参加者、出店者を募ってみるとか、あとは村内だけでなく、村外の企業、なんかアピールしたい団体等があれば、そちらの方も応募してみるとか、できるだけ村の人がそこに行って、村の人が楽しめるような行事になればいいなというふうに感じるんですけども、その辺の仕組みっていうか、そんなような仕組みをやってみようっていうようなことを検討してみるようなことはできますでしょうか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 3番 藤澤議員のご質問にお答えをいたします。

赤とんぼフェスティバルについてですが、例年、ブース出展につきましては、それぞれ申込み制としておりまして、希望される村内の区・団体をはじめ、関係します村外の団体・企業にもご出店をいただいております。特に村内の各区におきましては、イベントの中の催し物も含めてご参加をいただいておりまして、イベントを盛り上げていただいておりました。住民に参加型ということで参加をいただいておりました。しかし、お話のとおりに、参加者の中には、それぞれブースの掛け持ちなど、役員が重複によります負担の増も見受けられたのは、私も存じております。参加される村民の皆さんにとって、過度な負担にならないよう、藤澤議員ご指摘のとおりにイベント実行委員会などで、先ほどの集約化等も含めて、ご意見を頂戴して、検討してまいりたいと考えます。答弁は以上です。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 村内で、個人で事業を起こして方、新しく事業を起こし始めた方も、何人かおりまして、パン屋さんだったりとか、サンドイッチ屋さんだったりとか、個人で事業を始めた方も増えてきていますので、そういう方たちにも、お声がけして自分のお店のアピールだったりとか、そういうことでも参加できるのかなという気がしますので、そういう新しいところへもお声がけをしていただけたらいいのかなというふうに思います。

いろいろ今日質問させていただいたんですけども、やはり、これから生坂村は脱炭素に向けて大きな事業も動いていきます。人が少ない中で、村民の協力を得ながら、大きな事業も進めていかなければならぬというところで、やはり人と人との関わりっていうことが、すごく大事になってくると思うので、行政さんの方もちょっとしたイベントとか集まりみたいなものをフォローしていただけるように、やっていってほしいなというふうに思います。

移住に関しては、ちょっと私また次回の9月の定例会で、ちょっと少し提案したいことがございますので、また次回のときに提案させていただきたいと思います。今回はこれで質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（太田譲君） 以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（太田譲君） 本日の日程は、全て終了しました。

次の本会議は、21日水曜日の午前10時から再開し、委員長報告および追加議案の提出並びに討論、採決等行います。

本日はこれにて散会いたします。起立。礼。大変ご苦労様でした。

散会 午後 1時43分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 5年 6月 10日

議長

久田 浩

署名議員

平田 勝章

署名議員

鶴 章典

令和5年第2回 生坂村議会定例会議事録（6月定例会）

9日目（6月21日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・委員長報告
- ・質疑、討論、採決
- ・追加日程

議案第52号 生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について

発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について

議員派遣の件

- ・閉会中の継続審査及び調査の申出
- ・閉会の宣告

・委員長報告	5 P
・質疑、討論	8 P
・採決	9 P
・追加議案の質疑・討論・採決	11 P
・議員派遣の件	14 P
・継続審査の申出	15 P
・村長あいさつ	15 P
・閉会の宣言	16 P

令和5年第2回 生坂村議会定例会

令和5年6月21日 午前10時 再開

議事日程

【9日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
3		追加議案提出・採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉 会	

令和5年第2回 生坂村議会定例会

令和5年6月21日

追 加 議 事 日 程

【 9日目－追1 】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	議案第52号	生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について	
2	発議第4号	義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について	
		質疑・討論・採決	
3		議員派遣の件	

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 謙 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君 書 記 今 溝 康 平 君

開議午前10時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) これより、令和5年第2回生坂村議会定例会を再開します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会はクールビズのため、暑いようでしたら上着等はお脱ぎください。

また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩を取り、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。なお、マスクの着用に関しては個人の判断とします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番 山本議員、3番 藤澤議員を指名します。

◎日程2・委員長報告

○議長(太田譲君) この13日に各常任委員会に付託した議案第45号から議案第51号までの、事件案2件、条例案3件、補正予算案2件、請願5・第1号、陳情5・第3号の、あわせて9件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長(太田譲君) はじめに、総務建経常任委員長、山本議員。

○総務建経常任委員長(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○総務建経常任委員長(山本吉人君) それでは、総務建経常任委員会審査報告をいたします。

総務建経常任委員会は、6月13日にて、事件案を2件、条例案を1件、予算案2件について付託された議案審査を、6月16日午前10時から第2会議室にて、出席委員山本、平田、吉澤、太田、行政から藤澤村長、牛越副村長、総務課は藤澤総務課長と担当係長、振興課は中山振興課長と担当係長の出席で開催いたしました。

総務課関係と振興課関係について、細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果、それぞれの次のとおり決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

それでは、議案第45号「生坂村古坂地区介護予防拠点施設の指定管理者の指定について」

この議案は生坂村古坂地区介護予防拠点施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第22条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定しました。

続きまして、議案第46号「生坂村日岐公園の指定管理者の指定について」

この議案は、生坂村日岐公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

続きまして、議案第47号「生坂村さぎの平防災拠点施設の設置及び管理に関する条例案」

この条例案は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、生坂村さぎの平防災拠点施設の設置および管理に関する事項を定めるための条例を制定するものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定。

・主な質疑としては、条例案の内容で、地域住民が主に利用できる住民主導の利用ということをもう少し強調した方がいいのではないかということで、その間に、必要ならば、盛り込む検討をしていく、という回答をもらいました。

続きまして、議案第50号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第3号）」

この予算案は、既定額に11億9666万5000円を追加して、総額を22億5604万7000円とする補正予算となっており、主な内容は、歳入で、国庫支出金、9792万5000円、県支出金1019万6000円、諸収入1231万5000円、地方債7590万円を増額し、歳出では、各課において、人事異動等による人件費の補正を行い、総務費3163万9000円、衛生費1億2171万5000円、農林水産業費666万3000円、土木費1786万4000円、消防費860万3000円、教育費312万3000円、災害復旧費579万3000円、予備費159万5000円を増額すること等の内容になっています。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

・主な質疑内容ですが、「創造の森」プロジェクトによるアースオーブン、東屋の建築、バイオトイレの設置と、設計、施工費、特に主な工事費の金額の妥当性などあるか十分な検討、調査をしているのかどうか。また、見えない部分での工事負担が増えていくのではないか等の質問を受けております。

・さらに、オフグリッドハウスなど、建設物が安全に設置できるかどうか調査、検討しているのか、予定されている雲根地区の土地に大変不安要素が多いということで、その辺もしっかり調査してほしいという質問がありました。

・また、その雲根地区において、防災のことも考えているのか、防火水槽などの設置も必要ではないか、ということも質問されました。

・この質問に対して、村側からは、これからきちんとした調査、検討、監査をし、村民の方に十分な説明ができるといった状態をつくり、進めていきたいという回答をいただきました。

・そしてさらに、脱炭素事業として、小水力発電、バイオマスペレット等などで、村全体の森林調査をこれから行っていきたいというところで、どこまでを調査するのか。

・また、どれほどの費用がかかるのか、そしてどの程度の深い調査をするのか等々質問しましたが、こちらの方も、村の方ではしっかりした人員、調査、費用を掲示し、専門的分野の人により確実な情報展開をしていくという回答をいただきました。

続きまして、議案第51号「令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第1号）」

この予算案は、既定額に227万1000円を追加して、総額を1億2997万1000円とする補正予算となっており、主な内容は、歳入では、繰入金で227万1000円を増額し、歳出では、経営管理費を227万1000円増額となっております。こちらにつきまして採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

続いて、陳情ですが、陳情5・第3号「国に対し、適格請求等保存方式（インボイス制度）の延期見直しを求める陳情」について。

こちらの方では村議会としては、継続審議と決定いたしました。以上、総務建経常任委員会報告を終わります。

○議長(太田譲君) 総務建経常任委員長の報告を終わります。

総務建経常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) なければ、次に社会文教常任委員長 島議員。

○社会文教常任委員長（島幸恵君） 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○社会文教常任委員長（島幸恵君） 社会文教常任委員会委員長 島幸恵です。委員長報告をいたします。

6月13日、本会議において、社会文教常任委員会に付託された案件について、この19日午前10時から、委員4名が出席し、委員会を開催いたしました。出席者は、村長、副村長、傍聴者に議員4名。説明者には、住民課長、健康福祉課長、教育長、教育次長、関係係長他4名で詳細に説明を受け、審査を行いました。

慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決しましたので、ご報告いたします。

議案第48号「生坂村税条例等の一部を改正する条例案について」

この議案は生坂村税条例の一部を改正する条例案で、関係法令の改正により、条例の関係部分について改正を行う条例案です。全員賛成、可とすべきと決定しました。

・森林環境税の徴収方法について質問がありました。

・令和6年4月から1人年間1,000円の森林環境税、（国税）が個人住民税と合わせて徴収されます。給与からは12回に分割して、普通徴収の方は年間全4期、4分割されて徴収されるということです。

・第82条（1）原動機付自転車 工 3輪以上のもの、とは具体的にどのようなものかという質問が出ました。

・電動キックボードで法定速度が時速30km出るものと回答がありました。

議案第49号「生坂村印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例案」について。

この議案は生坂村印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例案で、関係法令の改正により、条例の関係部分について改正を行う条例案です。全員賛成、可とすべきと決定しました。

・電子証明書を、多機能端末機（マルチコピー機）で取得するとき、移動端末設備（スマートフォン）に個人番号カード（マイナンバーカード）の情報を搭載し、個人番号カードがなくても移動端末設備だけで本人確認ができ、電子証明書を取得できます。個人でアプリマイナポータルを移動端末設備にダウンロードし、個人番号カードを登録して使用します。

・マイナンバーカードの個人情報漏えいなどの問題が、各地で起こっているので、デジタル化を進めることについて心配する声があるという意見がありました。

議案第50号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第3号）」について。

この予算是、既定額に1億9666万5000円を追加して、総額を22億5604万7000円とする補正予算です。全ての課において、全員賛成、可とすべきと決定しました。

・主な質疑内容として、健康福祉課関係では、昨年度、全戸配布した公共交通機関の使い方にについてのパンフレットをもとに、今年度は元気づくり支援金を利用して村営バスの乗り方や移動風景の映像を作成し、ICNやYouTubeで放映する、QRコードなども活用し移動手段の見える化を図る体験ツアー、イベントなどを開催する、ということが計画されています。バスの運営は総務課の担当なので、連携が取れているのか、という質問には、地域支えあい推進会議の中に、総務課の担当係長などが参加しているので、連携は取れている。

・また、高齢者の方から公共交通機関の使い方がわかりづらいとの声があるので、健康福祉課では、バスの運営に関わるわけではなく、あくまで乗り方などの情報を提供していく、との回答がありました。

・高齢者に特化したYouTubeやウェブサイトを作るのかという質問には、村外にいる高齢者の家族の方に免許を返納しても、安心できることを知らせるという役割もあるという回答でした。

・教育委員会関係では、一星亭の認知度がまだ低い現状があります。元気づくり支援金を利用して住民と協働して片付けたり、見学をしたりしながら、周知をしていくという計画があります。具体的にどのような学習会をするのか、という質問に、地域住民10人から20人を対象とし、実施回数3回から4回程度を考えている、知識のある方に来ていただいて、建物の説明をしていただきながら片付けたり、学習をしたりしていく、ということでした。

・顕彰会に貸し出して展示してあるものの台帳を早急に整理して、個々に預かり証を出した方がいい、という意見も出ました。当時の役員の方など、教育委員会でははっきりわからないことが多く、難しいが、村内の顕彰会の方の協力も得ながら進めていきたいとのことでした。

・補正予算外のことでは、プールに設置される救護室の使用方法について質問がありました。常にエアコンを入れておくのかという質問に対して、熱中症対策の設備だが、見学に来られる親御さんにも使ってもらうことを想定している。常にエアコンを入れると電気代がかかるが、大きな施設ではないので、急な場合もすぐにエアコンを入れて使えるようにしておく、という回答でした。

・濡れた足で入るとき、床が滑らないかという質問には、状況を見ながら対応していくということでした。

請願5・第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持拡充を求める請願について」は、趣旨に賛同し、全員一致で意見書を提出すると決定しました。以上の結果と審査内容をもって社会文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長(太田譲君)　社会文教委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

◎討論

○議長(太田譲君)　なければ、次に討論に入ります。

ただいま、委員長報告のありました議案第45号から議案第51号までの事件案2件、条例案3件、補正予算案2件、請願5・第1号、陳情5・第3号の、合わせて9件を一括して反対討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君)　反対討論はありませんか。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。議案第50号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第3号）」について、反対討論を行います。

今年度は、脱炭素先行地域に採択され、来年度から本格的にいろいろなものの建設、着工を行う前の調査・準備・設計の年です。今定例会で出された様々な資料を見て、まだ準備、調査段階であるので、最終的に建設費がいくらかかり、周辺の整備には、どれくらいの期間で予算がいくらかかるかなど示されないものがありました。電力会社の長期的な事業計画も、これから示されるとのことでした。事業の総事業費や長期の事業計画が示されない今の段階での情報では、私にこの補正予算案に賛成することはできません。

太陽光パネルが本当に環境にいいのか、疑問に思っていらっしゃる村民の方もいらっしゃいます。急がば回れということわざがあります。この事業に対する住民の理解度は、まだ高くないと思われます。そこで、先に住民説明会を行い、行政側から事業の説明をし、住民側からの意見を聞いて、皆さんに納得していただいた上で事業を行っていただきたいです。臨時議会の招集も、いつでも行っていただければと思います。これで私の反対討論を、終わります。

○議長(太田譲君) 次に、賛成討論はありませんか。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 7番 平田勝章です。私は賛成の立場から討論を行うものであります。

令和5年6月議会補正予算ですが、総務建経常任委員会に付託された議案第50号「生坂村一般会計補正予算（第3号）」における地域脱炭素化事業費ですが、現在、地球規模で気候変動や温暖化が起きております。当事業は、主として村内で使用する電気は、村内で発電した電気を使うものであり、まさに脱炭素を目指すものであります。現状はですね、今それぞれの設計の計画をしなければいけない段階でありますけども、そのところからですね、住民の不安をこれから説明に入るというようなことありますので、これを賛成しないと前へ進めないものであります。

また、5年計画、計画そのものも、先に打ち出されているものでありますので、これに沿って順次やっていただきたいと、そういうものであります。村内の住民の皆さんも、非常に先ほど言われたように非常に期待をしてあるものであります。そして災害なども電気の供給もできるものであり、村民の将来に希望の持てる画期的な事業であるというように村民の皆さんもおっしゃっております。よって、原案どおり成立することを望むものであります。以上です。

○議長(太田譲君) 他にありませんか。無ければ討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

はじめに、議案第45号「生坂村古坂地区介護予防拠点施設の指定管理者の指定について」を採決します。議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 議案第46号「生坂村日岐公園の指定管理者の指定について」を採決します。

議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第46号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 議案第47号「生坂村さぎの平防災拠点施設の設置および管理に関する条例案」を採決します。

議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第47号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 議案第48号「生坂村税条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第48号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 議案第49号「生坂村印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第49号を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第49号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 議案第50号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

議案第50号を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 賛成多数です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 議案第51号「令和5年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第51号を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第51号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、請願5・第1号「義務教育費国庫負担金制度の堅持・拡充を求める請願」を採決します。

請願5・第1号を委員長の報告とおりに決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、請願5・第1号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、陳情5・第3号「国に対し、適格請求等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情」を採決します。

陳情5・第3号を委員長の報告とおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、陳情5・第3号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(太田譲君) ここで暫時休憩といたします。

全員協議会を開催しますので第3会議室へお集まりください。

休憩 午前 10時30分

再開 午前 10時37分

○議長(太田譲君) 再開します。

◎議事日程の追加

○議長(太田譲君) お諮りします。お手元に配付してある日程の他に、
本日、理事者より追加提案されております

議案第52号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議員より提出されております

発議第3号「義務教育費国庫負担金制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について」と「議員派遣の件」のあわせて3件を追加したいと思います。

○議長(太田譲君) ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって、議案2件と「議員派遣の件」を日程に追加します。

ここで追加日程を事務局より配布していただきますのでしばらくお待ちください。

◎追加議案の提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、理事者より追加議案の提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長

○村長(藤澤泰彦君) それでは、追加議案のご審議をよろしくお願いを申し上げます。

議案の説明につきましては、議案第52号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」この人事案は生坂村固定資産評価審査委員会委員の小山博章氏が任期満了になるため、引き続き任期3年間を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであり、任期は令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間であります。以上の議案でございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長(太田譲君) 提案理由の説明が終わりました。

◎追加日程1・議案第52号

○議長(太田譲君) お諮りします。

追加日程1・議案第52号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認め、追加日程1・議案第52号を議題とします。
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎採決

○議長(太田譲君) この議案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、採決に入ります。

議案第52号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第52号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎追加日程2・発議第4号

○議長(太田譲君) 追加日程2・発議第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について」を議題にしたいと思います。提出議員の朗読説明を求めます。1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員

○1番(島幸恵君) 発議第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、国に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年6月21日提出。

提出者 生坂村議会議員 島幸恵

賛成者 生坂村議会議員 望月典子、賛成者 生坂村議会議員 字引文威、賛成者 生坂村議会議員 藤澤幸恵

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」

2021年度からの5年計画で、小学校は35人学級が実現することになりました。しかし、豊かな学びのためには、35人学級でもまだ不十分であり、中学校は40人のままとなっています。

長野県では、2013年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、以降、小中学校全学年で35人学級となっています。また、複式学級の学級定員についても、長野県は独自に、小中学校ともに8人としています。

しかし、義務標準法の裏付けがないため、財政的負担は大きくなります。小学校では、専科教員が県基準の学級数ではなく、国基準の学級数で配置されていました、学級増に伴う教員増を臨時の任用教員の配置により対応していましたなど、課題も多く残されています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として、定数改善に向けた財源保障し、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが、憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は、不可欠です。

よって国会および政府におかれては地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2024年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1 教育の機会均等等と、その水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

総務大臣 殿

生坂村議会議長 太田譲

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑、討論に入ります。

追加日程2、発議第4号について質疑討論のある方の発言を許します。反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 反対討論はないようですので賛成討論を省略し、討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

追加日程2、発議第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について」を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程3・議員派遣の件

○議長(太田譲君) 次に、追加日程3・「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

「議員派遣の件」については、お手元に配付してあるとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元にお配りしたとおり、派遣することに決定しました。

◎継続審査の申出

○議長(太田譲君) 次に、日程4・「閉会中の継続審査および調査の申し出」について議題とします。

○議長(太田譲君) お手元に配付してあるとおり、それぞれの委員長から、「閉会中の継続審査および調査の申し出」がありました。

会議規則第74条の規定により、これを許可したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認め、議会運営委員長 平田議員、総務建経常任委員長 山本議員、社会文教常任委員長 島議員から申し出がありました、閉会中の継続審査および調査を許可することに決定しました。

◎村長挨拶

○議長(太田譲君) 以上で本定例会に付された議事日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。ここで村長の挨拶を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、令和5年第2回生坂村議会6月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。13日から9日間の会期の6月定例会でございましたが、提出しました議案を原案どおりにご採択いただき、誠にありがとうございました。

さて、今定例会では、脱炭素先行地域づくり事業関係の設計業務、調査検討業務、効果促進費、執行事務費などをご採択いただきましたので、7月11日火曜日の小立野区から8月3日木曜日の古坂区まで10区に出向いて脱炭素先行地域づくり事業の説明をさせていただき、村民の皆さんのご理解とご協力をお願いしてまいる所存でございます。

また、今週23日には、当事業の村で実施する予定の事業と、地域エネルギー会社で実施する予定の事業の概要、2月に策定しました脱炭素ロードマップの概要などを全戸配布して、地区説明会の前にご覧いただきたいと考えております。

デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して行います申請簡単デジタル窓口簡素化事業も、お認めいただきましたので、今後それぞれの窓口でタブレットやマイナンバーカードを使い、書類に記載しなくても様々な申請が行えるように進めてまいります。先日の河野太郎デジタ

ル大臣の講演では、行政のDX化により、「行かない役場、書かない窓口を目指す」と言われ当村も村民の皆さんのが利便性の向上と、仕事の効率化により、余剰の職員を他の必要な部署に配置して、さらに住民サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

今年度も来週から、赤とんぼフェスティバル実行委員会長合同会議、いくさか敬老の日実行委員会などをお願いし、新型コロナウイルス感染防止対策を講じての開催か、縮小しての開催か、4年連続の中止か、などを委員各位に協議していただき、方向性を決めていきたいと考えております。新型コロナウイルス感染症は5類に移行されましたので、村民の皆さんのご理解とご協力をいただき、コロナ禍前の行事やイベントが実施できる年度になればと期待しているところでございます。

生坂村づくり支援金は当初予算で200万円をお認めいただき、今月30日が申請の締め切りとなつております。担当に聞きましたところ、現時点で4件ほどの申請と、問い合わせが来ている状況でございますが、まだ予算に余裕がありますので、村民の皆さんのが協力して、協働の地域づくりによる村の活性化を推進していただきますとともに、議員各位からも各地区の活性化の取り組みを進めるために、ご指導ご支援をいただきますようお願いをいたします。
申請につきましては、地区担当職員がお手伝いをしますので、多くの申請をお待ちしているところでございます。

地域発元気づくり支援金を活用して行う事業は、今年度中に事業を完了しなければなりませんが、今定例会で関係予算をお認めいただきましたので、それぞれの事業に取りかかることができます。そして今年度も両支援金を活用して、それぞれに共同事業を行っていただきますので実施される皆さんのが、力を合わせて元気を出して活動していただき、村内外に、小さくとも元気のある生坂村を発信していただければとお願いする次第でございます。

それでは村民の皆さんのが英知と力を結集して、明るい夢や希望が広がる生坂村の未来のために議員各位にも生坂村第6次総合計画 いくさか「村づくり」計画を念頭に置いていただき建設的なご意見ご提言を頂戴しながら検討協議をお願いし、村民の皆さんとの協働による村づくりの継続により、村政運営を進めてまいる所存でございます。議員各位には引き続きご健勝にてご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。本定例会の会議に付された事件につきまして、慎重審議をいただいたことに対し、深く感謝申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（太田譲君） 以上をもちまして、令和5年第2回生坂村議会定例会を閉会とします。
なお、この後全員協議会を開催いたします。開催は11時からといたします。第3会議室へお集まりください。

○議長（太田譲君） 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 10時 55分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 5年 6月 2日

議長

石田 雄一

署名議員

木本 吉人

署名議員

藤澤 幸児